

FEDERATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (FCI) (AISBL)

Place Albert 1^{er}, 13, B – 6530 Thuin (Belgique), tel : +32.71.59.12.38, fax : +32.71.59.22.29, internet: www.fci.be

オビディエンス・トライアル「クラス 1～3」用 FCI オビディエンス規程及び ガイドライン 2016



2016年1月1日より有効

目次

第1章 オビディエンス試験と競技会計画実行、出場、審査規程	3
1. 公式オビディエンス試験及び競技会の計画、実行	3
2. 国内オビディエンス試験規程及びガイドライン	3
3. 各オビディエンス・クラス出場条件	3
3.1 健康状態	4
3.2 アンチ・トーピング規則と予防接種規則	4
3.3 攻撃性を示す犬	4
3.4 発情犬及び産犬	4
3.5 断耳、断尾、美容目的の外貌整形	5
3.6 避妊、去勢犬	5
3.7 出場犬の健康状態確認	5
3.8 その他規則	5
4. オビディエンス競技会審査資格	5
5. チーフ・スチュワード	5
6. 競技会マネージメント	6
7. 指導手義務及び、犬用備品	6
8. 犬の態度／失格	7
9. その他規則	7
第2章 開催実行及び使用器具	7
10. 競技課目実施順序の設定	7
11. 一日当たりの審査時間上限設定及び最大出場者数	7
12. オビディエンス・リング規模及び競技リング設定	8
13. 使用器具	8
第3章 アワード及び次段階出場条件	10
第4章 各競技課目及び係点	10
第5章 一般審査基準及び全クラス競技課目実施要領	12
14. 全競技課目実施及び審査用一般規程	13
14.1 各競技課目実施要領	14
14.2 各競技課目の審査、採点方法	19
第6章 各クラス競技課目用実施、審査規程及びガイドライン	22
「オビディエンス・クラス1」(Obedience Class 1)	22
「オビディエンス・クラス2」(Obedience Class 2)	31
「オビディエンス・クラス3」(Obedience Class 3)	43
付録 1.1	59
付録 1.2	59
付録 2	60

序文

オビディエンス (OB) 訓練は犬に対し如何に協力的且つ、制御可能な行動を起こすべきかを習得させる訓練である。訓練実施に当たり、指導手と犬の良い親和性と例え指導手と犬の距離空いた場合に於いても常に犬の服従意欲を構築する事に重点を置くべきである。指導手と犬の良い総合的關係が見られる必要がある。

当規程及びガイドラインはオビディエンス・ドッグ・スポーツ促進及び国内規模を超える競技会開催支援を目的として作成された。

当規程やガイドラインは国内傘団体により当規程採用が決断されたオビディエンス・トライアルに於いて有効とする。

CACIOB 付与対象国際オビディエンス・トライアル「クラス 3」開催に当たり、当規程採用は 2016 年 1 月 1 日より義務とする。

競技内容設定が異なるオビディエンス・トライアル結果が該当規程に準じる結果である場合、容認されるべきである。

第一章 オビディエンス試験と競技会計画実行、出場、審査規程

1. 公式オビディエンス試験及び競技会の計画、実行

各 FCI 加盟傘団体は自国に於いて公認オビディエンス試験及び競技会開催を容認するクラブや協会を決定すべきである。

2. 国内オビディエンス試験規程及びガイドライン

全 FCI 加盟団体間の競技会相互参加促進の為、各ケネルクラブはホーム・ページ上に国内規程、国内特有出場条件、入国や国内試験出場に影響を及ぼしかねない詳細な法関連情報、出場費用及び納付方法関連情報を公示すべきである。全出場者に対し競技会及び開催国が設定する固有出場条件に関する必要となる全情報が書面にて提供される事を推奨する。

3. 各オビディエンス・クラスの出場条件

オビディエンス・トライアル出場条件は出場犬在籍国規程並びに競技会開催国規程に準ずる。国内規程により出場可能オビディエンス・クラス (クラス 1、2、3) が定義されている。出場条件は競技会開催国ホーム・ページに公示されるべきである。

「クラス 1」出場年齢は各国国内規程に於いて明記されるべきである。競技会開催国又は登録国規程に於いて定義されていない場合、出場犬最低年齢は生後 10 ヶ月、「クラス 3」に於いては最低 15 ヶ月である事が推奨される。

国内公認オビディエンス・クラス内容設定及び各クラス出場条件は各国独自に設定すべきである。尚、インターナショナル・オビディエンス・トライアル出場に当たり、指導手及び犬は自国に於いて前段階クラス (「FCI オビディエンス・クラス 2」又は合致する競技課目が設定されている規程クラス) を最低 1 回合格しているべきである。

1 クラスに於ける初回「一席」(エクセレント評価) 獲得後、同クラス出場許容回数設定は各国に委ねられる。当情報は各公認オビディエンス競技開催容認団体ホーム・ページにて公示されるべきである。犬が特定クラスに一旦出場した後、その後下級クラスへの出場は禁止されている。

3.1 健康状態

盲目犬、伝染病、感染性疾患、寄生虫、皮膚癬^{ひげん}や他害虫保有犬や攻撃的な犬によるオビディエンス競技出場は禁止されている。テーピング、包帯を付けた犬の出場も禁止されている。

3.2 アンチ・ドーピングと予防接種規則

犬の登録国国内予防接種及びアンチ・ドーピング規則と競技会開催国該当規則は厳守される必要があり、該当規則は競技会主催団体ホーム・ページにて公示されるべきである。

3.3 攻撃性を示す犬

攻撃性を有する犬の競技会会場への立ち入りは禁止されている。他者や他犬に対する如何なる攻撃行為又は試み実行は審査員によって「失格」が言い渡される。失格言い渡しは該当犬訓練手帳に記載され、登録ケネルクラブ及び競技会開催国ケネルクラブに報告される。

3.4 発情犬及び産犬

発情犬による競技会出場は競技会開催国国内規程に準じ認められる。*関連情報は競技会開催国協会ホームページにて公示されるべきである*。尚、発情犬は他全犬競技が終了した段階で出場しなければならない。他犬による全作業が終了するまで、競技会会場及び会場近郊への立ち入りが禁止されている。

4週間以内の出産予定又は、競技会開催日より遡って産後8週間以内の牝犬による出場は禁止されている。*国内規程には他規制条件が盛り込まれる事が認められる。関連情報は競技会開催国協会ホームページにて公示されるべきである*。

3.5 断耳、断尾、美容目的の外貌整形

断尾、断耳犬又は美容目的による外貌整形を受けている犬による競技会出場は登録国及び競技会開催国にて該当国内法違反に該当しない限り、認められる。犬の全外貌整形規制関連情報は各*国国内規程に明記、国内傘団体ホームページにて公示されるべきである*。

3.6 避妊、去勢犬

避妊及び去勢犬の競技参加は認められる。

3.7 出場犬の健康状態確認

必要に応じ審査員は出場犬の健康状態を競技開始前にリング外にて確認すべきである。

国内規程によって全頭チェックが義務化されている事を考慮すべきである。

3.8 その他規則

オビディエンス競技会が展覧会と併催される場合、オビディエンス出場犬による展覧会出陳条件は設定されるべきでない。*国内規則によって特定登録及びクラブ会員資格条件が定義されるべきである*。

4. オビディエンス競技会審査資格

オビディエンス競技審査員はオビディエンス審査を実施するに当たり事前に十分な研修を受け、自国FCI加盟傘団体資格を有するべきである（他国より招聘される審査員の資格保有状況や言語能力は国内ケネルクラブによって事前確認されなければならない）。

先入観の可能性による不適任：先入観の可能性による審査不適任は国内規程が定義する。

CACIOB付与対象インターナショナル・トライアルに於いてはFCI不適任規則に則り、判断が下されるべきである。

5. チーフ・スチュワード

競技会開催に当たり、チーフ・スチュワードを任命する必要がある。チーフ・スチュワードにはオビディエンス競技実行面に関する決定責任があり、適切な資格保有者でなければならない。適切な資格を保有するスチュワードが「クラス2」及び「クラス3」進行を統括すべきである。尚、「クラス1」に於いても適正資格保有者の採用が推奨される。外国出場者が存在する競技会に於いては各競技会課目の指示出しを特定共通言語で行うことを競技開始前に決定すべきである。「クラス3」に於いてスチュワードは各競技課目指示を英語又は事前に決定された共通言語にて行えなければならない。

各競技課目審査担当が分配され、審査員2名以上が審査担当する場合、起用審査員総数に比例した数のスチュワードを採用する必要がある。1リング当たり、最低スチュワード1名を配置すべきである。

6. 競技会マネジメント

全オビディエンス出場者は競技会当日担当審査（長）及びチーフ・スチュワード監督下に置かれる。

審査員 1 名以上が審査担当する競技会に於いて全起用審査員中、1 名が審査員長兼審査チーム長として任命される。

当規程により解決不可能な事態が生じた場合、審査員又は審査員長によって統括される審査員チームが出来事の対処方針又は審査方法を決定する。

7. 指導手義務及び、犬の装備品

指導手義務は競技会場入場より発生し、最終表彰式終了をもって無効となる。指導手は各種関連規則及び主催者指示に必ず従う必要がある。指導手は最良マナーと適切な服装にて競技会に挑むことが要求される。

指導手による規則違反や不適切行動が認められた場合、審査員は指導手に対し「失格」を言い渡す権限がある。審査員決断は絶対とし、指導手による審査員決断に対する非難は認められない。

指導手はオビディエンス競技開始最低 30 分前までに受付を完了すべきである。

指導手による犬に対する如何なる罰する行為実行も禁止されている。

通常カラー（締め金付き又はスリップ・カラー）使用のみ認められる。スパイクや電気ショック・カラーや首輪等の他強制器具使用は禁止されている。これら器具使用規制の有効期間は競技会開催より終了までとする。

競技中に於ける毛布、マント、ハーネス、雨具、靴、ストッキング、バンダナ、テープ等の犬への装着は禁止されている。

競技課目作業実行中や競技課目間に於いて指導手は常に犬を左側にて指導すべきである。身体的理由が認められる場合、競技課目作業実行時や競技課目間に於いて犬を右側にて指導することが認められる。尚、該当指導手又は所属チーム・リーダーは競技開催前に担当審査員と特例処置容認に付いて話し合う必要がある。決定内容が全審査員に対し通達される必要があると同時に特別待遇処置が審査にどのような影響を及ぼすかを事前に決定される必要がある。全特例処置に付いては正当性が必要であると同時に他出場者や犬に対し妨害となつてはならない。例えば車椅子を用いる出場者が出場した場合、グループ競技課目実施時に該当指導手が指導する犬はグループの最も外側にて作業を行うことにより、指導手が他グループ出場犬前方を通過することを事前阻止する等の配慮が必要となる。

8. 犬の態度／失格

大会開催期間中（競技前、競技中及び競技後）咬みつく、咬みつこうとする、他人や他犬に対し攻撃を行う又は攻撃を目論む犬は出場権資格を失う（失格）。全競技終了後、前記行動が見られた場合、獲得された全点数が剥奪される。二日間開催競技会に於いて大会初日に言い渡される「失格」は 2 日目も継続有効と見なされる為、該当犬は 2 日目も出場不可能とする。失格要因は犬の訓練手帳に記載され、該当犬登録ケネルクラブ及び競技会開催国ケネルクラブに報告される。上記に対処以外にも国内規則が適応されるべきである。

9. その他規則

競技用リング設定時及び設定後、決定権を有する人物（チーフ・スチュワード又は審査員）による許可無しでの指導手と犬によるリング入場は禁止されている。

「クラス 1」並びに「クラス 2」の各グループ作業（第 1 競技課目）の最低グループ構成頭数は 3 頭、最高頭数 6 頭とする。6 頭構成グループが構成不可能な競技会に於いて審査員は 7 頭グループを二つ設定する事が可能とする。「クラス 3」のグループ作業（第 1 及び第 2 競技課目）に於ける最低グループ構成頭数は 3 頭、最高頭数は 4 頭とするが、クラス出場総数が 5 頭であった場合、全頭によるグループ構成が例外的に認められる。

第 2 章 開催実行及び使用器具

競技課目実施順序、出場者総数、リング規模及び使用器具

10. 競技課目実施順序設定

主催者との協議後、審査員（審査員長、各審査員、審査員チーム長）は競技会に於いて競技課目実施順序と競技課目組み合わせを決定する権限を有する。一旦決定された実行順序は全出場者に適応されるべきである。

11. 審査時間上限設定及び最大出場者数

一日当たり、審査員1名当たりの審査時間は約5時間以内に収まる様、タイムスケジュールが組まれるべきである。競技会開催国内規程は厳守されるべきである。

特定頭数審査所要時間はリング設定方法、スチュワード、審査員及び出場犬種によって変化する事を考慮すべきである。

審査所要予測時間

クラス1

各審査員は一日当たり、最大約30頭以内審査することを推奨する。6頭当たりの審査参考所要時間目安は約1時間である。

「クラス2」並びに「クラス3」

各クラス共に審査員は一日当たり、25頭以上審査しないことが推奨される。7頭の審査参考所要時間は約2時間である。

審査員が1名以上起用された場合、各審査員は担当する競技課目へ出場申込みを行った全頭審査する。この場合、前記審査上限頭数を越えても構わない。

12. オビディエンス・リング規模及び競技リング設定

「クラス2」及び「クラス3」のインドア開催に於けるオビディエンス・リング規模は最低20メートル×30メートル誇るべきである。アウトドア開催の場合、推奨リング規模は最低25メートル×40メートル誇る事が好ましい。「クラス1」のリング規模は前記規模より多少狭く設定されても良い。尚、全競技課目が2つ以上のリングに分けて実施され、実施に当たり然程規模を必要としない競技課目を集約した形で行われる場合、各リング規模は前記規模より狭くても構わない。各リングは明白に印される必要がある。リングが十分な規模を誇るか否かの判断は担当審査員に委ねられる。各競技課目内容説明にて記されている全数字単位は大よその物とする。

13. 使用器具

競技会場に於ける下記使用器具や当規程及びガイドライン準備は主催者義務とする。

障害 幅約1メートル、10センチから70センチの高さ調整が10センチ刻みに可能な、対面が完全に目視不可能な形状を有する障害が必要となる。障害の左右側面枠部品の高さは約1メートルを誇るべきである。尚、使用障害はアジリティー競技で使用される物と異なり、障害板左右側面方面に向かって障害枠から安定向上部品が付いていない物でなければならない。当障害は全クラスで使用される。

飛越枠 幅約1メートル、10センチから70センチの高さ調整が10センチ刻みに可能な、対面が完全に目視可能な形状を有する、飛越設定高に厚み約3~5センチの「飛越バー」（円状も可）と飛越枠全体強度強化用に下方に各一本にのみ設定されている飛越枠が必要となる。犬の飛越実行方向に関係無く接触が生じた場合、飛越バーが落ちる様、飛越バーを支えるサポーターが本体枠に取付けてある必要がある。風による自然落下防止の為、飛越バーが設定されるサポーター面は微かにくぼんだ形状を有するべきである。飛越枠は左右側面に設定安定強化用ウイングが施されてはならない。当飛越枠は前記「障害」と共に「クラス3」にて必要となる。各障害外寸法等の情報は第6章下部の「付録1」を参照。

使用可能な持来物品の適正

木製ダンベル 各木製ダンベル・サイズを常時3セット準備する必要がある。「クラス3」用の「1

セット」は大きさが等しい、3つの木製ダンベルから成る。「クラス2」用には「2セット」、「クラス1」用には「1セット」用意される必要がある。

小型、中型及び大型犬種に対応する為、各セットは互いに大きさと重さが相違すべきである。使用される最も大きいダンベル自重は約450グラムを超えるべきではない。尚、指導手には好みの大きさのダンベルを選定する権利がある。

金属ダンベル 金属ダンベルは常時互いに大きさが異なる、最大自重が約200グラムを誇る物が3セット準備される必要がある。使用ダンベルの大きさは各犬種体高に比例すべきである(小型、中型、大型用)。尚、指導手は好みの大きさのダンベルを選定する権利がある。

選別作業用木片 木片外寸法は約2×2×10センチとし、「クラス2」及び「クラス3」用には下記本数が準備されなければならない。

- 「クラス2」に於いては出場総頭数の6倍の数を準備しなければならない。
- 「クラス3」に於いては出場総頭数の8倍の数を準備しなければならない。

その他使用器具

- 与えられる点数が審査員によって表示される「点数盤」
- 遠隔操作作業で実施される各姿勢を表示する言葉又は図柄が施された電子表示板又は距離表示器具
- 指定範囲(四角/ボックス)4辺と円を描く為の石灰粉、鋸屑、繊維製バンド、等
- 規程上必要となる各種競技課目出発及び終了地点等や必要に応じて課題実行地点(例:反転ターン地点)を印す十分なマーキング材とコーンが準備される必要がある。各マーキング及びコーンは容易に目視可能な材質を誇る必要がある。コーンの高さは適切な物を使用すべきである。例えば指定範囲(四角/ボックス)の四隅に配置される各コーンの高さは約15センチ誇るべきであり、目視可能でなければならない。

「クラス3」、「第6競技課目」に於ける犬の静止地点を小さいマーカー(最大直径約10センチの円や一面の長さが最大10センチの四角)によって識別可能にしても良い。

「クラス3」、「第7競技課目」に於ける犬の静止地点は、約10~15センチの高さを誇る小型パイロンによってマーキングされる必要がある。

「クラス1」、「第10競技課目」用に高さ約15~40センチのコーンを、「クラス3」、「第8競技課目」用に約40センチの高さを誇るコーン各一個が準備される必要がある。

第3章 アワード及び次段階出場条件

クラス1、2、3

席次	得点	評価
1席	256~320点	80% エクセレント (Excellent)
2席	224~256点未満	70% ベリー・グット (Very good)
3席	192~224点未満	60% グッド (Good)

出場国に関わらず「エクセレント評価」獲得後、犬の次クラス出場が認められる。

犬が初回エクセレント評価獲得後、同クラス出場回数の制限設定は国内規程次第とする。

尚、原則的に一か国当たり、エクセレント評価獲得回数が3回に及ぶまで出場可能とする。授与されるトロフィー、資格賞状、リボンやロゼット形状は国内規程に準ずるとするが、オビディエンスで授与される伝統的なロゼット色は「黒」、「赤」、「黄色」である。

2頭以上の出場犬が同点成績となり席順が算出される必要がある場合、第3、第5及び第6競技課目獲得合計点数によって決定される。尚、前記合計によって席順が決定しない場合、これら3競技課

目が再度実施され、順位が決定される。

第4章 各競技課目及び係点

国内オビディエンス規程に於いて「クラス1」出場前に受験、合格すべき「ノービス／ビギナー・クラス」設定が推奨される。

クラス1	競技課目	係点
1.	グループ内で犬と対面しての1分間の停座	3
2.	紐無し脚足行進	3
3.	行進中の立止	3
4.	伏臥を伴う招呼	3
5.	行進中の停座又は伏臥	2
6.	指定区域への送り出し及び伏臥	3
7.	木製ダンベル持来	4
8.	遠隔操作（4姿勢変更）	3
9.	障害飛越を伴う招呼	3
10.	コーン回りを含む往復歩行	3
11.	総合評価課目	2
	係点合計	32

クラス2	競技課目	係点
1.	グループ内で犬から見えない場所に隠れて2分間の伏臥	2
2.	紐無し脚側行進	3
3.	行進中の立止／又は停座／又は伏臥	3
4.	立止を伴う招呼	4
5.	指定区域への送り出し、伏臥及び招呼	4
6.	方向変換を伴う持来	3
7.	嗅覚による最大6個の物品選別	4
8.	遠隔操作による6姿勢変更	4
9.	障害飛越を伴う金属ダンベル持来	3
10.	総合評価課目	2
	係点合計	32

クラス 3	CACIOB 及びリザーブ CACIOB 付与対象インターナショナル・オビディエンス・コンペティションや世界選手権大会とセクション・ウィナー大会に於いては「クラス 3」 規程及び規則が採用されるべきである。 当規程は 2016 年 1 月 1 日より有効とする。	
競技課目		係点
1.	グループ内で犬から見えない場所に隠れての 2 分間の停座	2
2.	グループ内で犬と対面しての 1 分間の伏臥及び招呼	2
3.	紐無し脚側行進	3
4.	行進中の立止、停座及び伏臥	3
5.	立止と伏臥を伴う招呼	4
6.	方向転換を伴う指定区域への送り出し、伏臥及び招呼	4
7.	方向転換を伴う木製ダンベル持来	3
8.	コーン回りへの送り出し、立止、停座又は伏臥並びに方向転換と障害飛越を伴う木製ダンベル持来	4
9.	嗅覚による 6～8 個の物品選別	3
10.	遠隔操作	4
		係点合計 32

第 5 章 一般審査基準及び全クラス競技課目の実施要領

各競技課目実施及び審査に用いられる規則及び方針は下記内容より構成される。

あ) 実施と審査に当たり、全クラス競技課目に共通して適応される「一般規程」

い) 各競技課目実施及び審査要領を説明する規程

競技課目特定規則が設定されていない限り、一般規程及び評価基準は全競技課目実施及び審査に適応される。

当規程によって明白に判断、評価できない出来事に関しては担当審査員に最終判断及び決断権がある。

審査員判断は絶対とし、競技会参加者は最終決断を疑問視すべきではない。

採点方法

各オビディエンス競技課目作業は下記の通り採点される。

0-5-5.5-6-6.5-7-7.5-8-8.5-9-9.5-10

「失格」が言い渡された場合、作業が中止され、全獲得点数が無効と見なされる。この場合、犬は残る未実施作業を行う事は一切認められない。

「一競技課目不合格」とは、当該課目の全獲得点数紛失を意味する。この場合、犬は残る未実施競技課目を継続して行う事が認められる。

「イエロー・カード」及び「レッド・カード」の使用

「クラス 3」に於いて「イエロー・カード」と「レッド・カード」が使用される。

「イエロー・カード」 警告を意味する。審査員には指導手又は出場犬態度に対し警告をする権限が

ある。審査員がイエロー・カードを提示した場合、総合得点より 10 点減点される。審査員による二度目のイエロー・カード提示は「失格」を引き起こす。

「レッド・カード」 レッド・カードは「失格」を意味する。

複数審査員が起用される競技会に於けるレッド／イエロー・カード使用

1) 複数リングに於いて審査員 2 名以上が審査中である場合

- 審査員 2 名が互いに関係無く審査を行った場合（リングが二つ存在し、互いに違った競技課目を審査中）、最初の「レッド・カード」1 枚で「失格」となる。
- 審査員 1 名が「イエロー・カード」を例えば第一リングで提示した場合、その他審査員（第二、第三審査員等）にはその事実が伝えられるべきではない。各審査員は独自に審査を実施すべきである。イエロー・カード提示は記録され、他審査員が新たにイエロー・カードを同一対象者に対し提示した場合、既に同カードが提示されている事がその審査員に伝えられ、失格を言い渡す必要性がある事が伝達される。無論、同一審査員によるイエロー・カード提示が 2 回行われた場合も「失格」が言い渡される。

2) 同一リング内にて 2 名又はそれ以上の審査員が審査中である場合

- 審査中、審査員 1 名がイエロー・カード又はレッド・カード提示を予定する場合、他審査員に対し原因を伝える。カード提示の是非に付いては共同決断が下される。審査長（審査員グループ長）がリングに居合わせた場合、警告や失格を言い渡す事が望ましい。

14. 全競技課目実施及び審査用一般規程

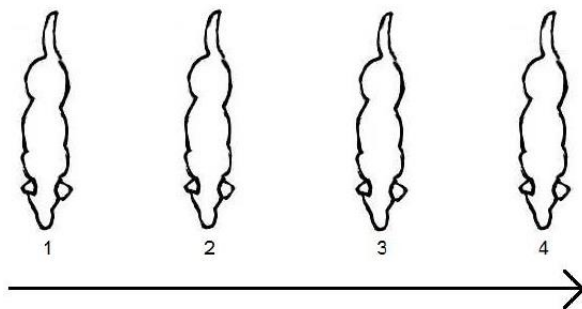
各競技課目実施要領に於いて別途設定されていない限り、当規程が有効となる。

14.1 各競技課目実施方法

1. リング入場許可を得る前に審査員によるハンドリングや触診を含む、全頭チェックを受ける規則を国内規程に設定する事を可能とする。
2. 審査員は各競技課目実施順序を決定する権限を有する。尚、決定された実施順序は全出場者に共通して適応される必要がある。
3. 各競技課目作業は基本姿勢より展開され、基本姿勢にて終了する必要がある。基本姿勢とは犬による指導手左側面に於ける脚側停座実施と定義される。
4. 脚側行進作業以外、指導手は各競技課目実施中、常時「常歩」にて行進すべきである。出場クラスに応じ、脚側行進作業には速歩及び緩歩歩行を含む歩度変更が設定されている場合がある。
5. スチュワードが犬を伴う指導手を作業開始地点に誘導し、犬が基本姿勢を取り、スチュワードによる「作業開始」等の作業開始指示が発せられた後、各作業が開始される。
6. 作業開始地点に於いて指導手は犬に基本姿勢を取らせるべきであり、その直後競技課目作業実施準備を終える必要がある。この場合、「クラス 1」と「クラス 2~3」を比較した場合、前者に於ける準備に要する時間的許容範囲は後者より多少長めに設定される事が認められる。尚、「クラス 2」及び「3」に於いて指導手は作業開始地点到達直後即座に犬に基本姿勢を取らせ、俊敏に作業開始準備を整える必要がある。
7. 各競技課目はスチュワードが「作業終了」又は「ありがとうございます」と発言する事によって正式に終了する。
8. 各競技課目実施要領に於いて明白に特例が明記されていない限り、スチュワードは原則的に各競技課目の全作業段階に於いて指導手に対し犬に指示を与える許可を与える。
9. どの場面に於いて、追加指示を使用するか否かは指導手判断に委ねられる。
10. 当規程に於いて記されているスチュワード指示は例に過ぎない。使用される指示が指導手にとつ

て明白に理解可能であることが最も重要である。

11. 作業開始前又は作業中、指導手による犬に対し特定地点や方角を指示する行為は禁止されている（規程上、認められる進行中の競技作業に関連した物を除く）。前記禁止行為の実行は該当競技課目全体の「不合格」を引き起こす。
12. 「クラス 1」に於いて指導手は犬を紐付き状態でリング入場する事が認められる。尚、指導手は作業中終始リードを犬の視野外にて保持するか、リング外又はスチュワード用テーブルに置く必要がある。全作業終了後、リングを離れる際、指導手は必要に応じ、犬に再度リードを装着することが認められる。
13. 「クラス 2」及び「クラス 3」全競技課目実行中、指導手はリードをリング外又はスチュワードテーブルに置く必要がある。
14. 競技課目間に於いて犬は終始指導手左側にいるべきである。この場合、脚側行進位置を維持する必要はないとするが、指導手脇にてコントロール可能な状態にあるべきである。次競技課目作業開始地点へ移動中、何らかの理由によって次課目作業開始が遅れる場合、指導手は犬に対し一旦伏臥を命じる事は認められるが、その後作業再開時に犬を伏臥実行位置より招呼した上で作業を行ってはならない。
15. 競技課目実施時、指導手は常に普通の歩き方を心がけ、最短距離にて各地点へ向かう必要がある。手足の趣旨が明白でない動き又は解釈可能な行動、過剰な表現、各種シグナルや体符と不自然な動きの実行は減点を引き起こす。方向変換や反転ターンは 90 度と 180 度でそれぞれ実施されなければならない。反転ターン実行後、指導手は向変換地点へ向かった道のりを概ね、沿う形で行進すべきである。
16. 指導手が犬の脇を通過する競技課目に於いて通過時の犬との間隔は約 50 センチとする。該当課目規程が定めない限り、指導手は犬の左右何れかの側面を任意で通過する事が可能とする。
17. 「左右の方角」とは（例、「方向変換を伴う持来」）指導手から見た方角と定義される。即ち、指導手は作業開始地点にて自らの「右側」や「左側」を見ながら犬に対し方角を指示することになる。尚、グループ作業に於いて並んでいる犬と対面した状態で左から右へ順番が数えられる。



18. 競技課目作業実施中、指導手は犬を撫でたり、触れたり又は如何なる作業意欲を向上させる行為をしてはならない。この様な行為が確認された場合、該当競技課目全体が「不合格」と見なされる。一競技課目作業終了後、犬を軽く褒める言葉（例、「良く出来た」等）をかける事や数回軽く撫でる行為の実行は認められる。
19. リング内に於けるご褒美（フード等）やボール等玩具使用は一切禁止されている。指導手による前記ご褒美携帯又は使用が発覚した場合、「失格」が言い渡される。
20. 方向変換を伴う競技課目実施に当たり、指導手は作業開始地点に於いて犬に対し方角を示す又は犬に触れる行為の実行は禁止とする。前記行為は該当競技課目全体の「不合格」を引き起こす。
21. モチベーション向上を促す過剰な行動、熱烈な刺激、遊ぶ行為、指導手の腕に飛び乗る、指導手

- 両足の間を八の字を描く等の行動が見られた場合、審査員は指導手に対し警告を言い渡すと共に、
- 「クラス 1」と「クラス 2」に於いてこれら行動は「総合評価課目」に反映させる。
 - 「クラス 3」に於いては「イエロー・カード」が提示される。
 - 全クラス共通して更なる同等行為の実行にて「失格」が言い渡される。

22. 犬が作業実行を拒絶した場合や作業課外を行う為の器量が明白に不足する場合、審査員は該当競技課目を中止する権限を有する。この場合、該当課目は「不合格」となる。
23. 作業内容充実度が過度に不足した場合や犬が作業中終始吠える又はクンクン鳴く事により支障を来す場合、審査員は競技継続権を剥奪する権利がある。
24. 犬が競技課目作業実施中、吠えたり、クンクンと鳴いたりした場合、減点対象とする。
25. 作業中及び競技課目間中、犬が吠えたり、クンクンと鳴いたりした場合、審査員は「第一警告」を言い渡す権利があり、
- 「クラス 1」と「2」に於いては当行動を「総合印象」評価に反映させる。
 - 「クラス 3」に於いては「イエロー・カード」が提示される。
- 同等行為が継続実行された場合、「失格」が言い渡される。
26. 障害の高さは概ね犬のキ甲部に於ける体高より高く設定されるべきではない。よって、使用される障害高は犬の体高に応じて調整される必要がある。

脚側行進作業

27. 全クラスにて「脚側行進」は「紐無し状態」で行われる。
28. 犬は率先して指導手左脚側にて肩甲骨を指導手左膝に合わせ、終始進行方向に向かって指導手と平行した一線上を行進すべきである。脚側行進中、指導手は腕と脚を自然体で動かす必要がある。
29. 指導手は反転ターン実行方向を自ら決定する権利がある。「ドイツ式反転ターン」実行も同様に認められている。即ち、犬は指導手後方右回りでターンを実行することが認められるが、指導手との距離を詰めた形で行う必要がある。反転ターン（180度ターン）実行後、指導手はターン地点へ向かった直線上を概ね辿る形で戻るべきである。
30. 左右へのターンは直角（90度）で行われる必要がある。指導手は頭部又は肩を回す、体符や足で合図を出すことなく方向変換を行うべきである。
31. 脚側行進開始、歩度変更時、左右方向に向かって実施される数歩に及ぶ作業、静止位置から右左折及び反転ターン実行時、一声符使用が認められる。
32. 指導手が静止した場合、犬は即座に指示無しで基本姿勢に移るべきである。
33. 「クラス 2」及び「クラス 3」で実施されるより長い後退作業開始及び終了時、犬はその都度脚側位置（静止）に付き、作業を開始及び終了すべきである。

声符と視符

34. 当規程内に於いて記されている声符は推奨声符であり、他短い単語使用も許容される。
35. 「脚側行進を促す声符」は全脚側行進開始及び再開時に使用可能とする。指導手が単独で犬を離れる又は、犬から他方角へ向き変える競技課目に於いて犬に対し「姿勢維持を促す声符（待て）」を掛ける事が認められる。
36. コマンドは「声符」と定義される。作業場面に応じ視符は声符の代わり又は声符と同時に使用される事が認められる。同時使用は個々の競技課目規程に準ずる。視符使用時、視符は短く、声符発声時間を上回ることなく、他体符を含むことなく使用される必要がある。視符実行時、左右何れかの片手又は両手で与えられる事が認められる。

声符又は視符何れかの使用が規定上認められる競技課目に於いて指導手は作業開始前に視符使用を担当審査員に知らせる必要がある。声符と視符同時使用が認められる競技課目の場合、審査員

に対する通知は不必要とする。

37. 「ボディー・ランゲージ (体符)」とは胴体、頭部や肩の動き (必然的に前進行動を指すとは限らない)、胴体を曲げる、捻る、肩を回す、足で合図を出す事を意味する。
これら行動実行は程度と状況に応じ減点を引き起こす
38. 声符発声と同時に基本姿勢からの行進開始は「不合格」を引き起こす。
39. 犬が指導手脇にて基本姿勢実行中の視符使用は原則的に禁止されている。違反行為は強度、状況や実施継続時間に応じて、2~4点の減点を引き起こす。更に体符使用が同時に認められた場合、基本的に違反行為に対する減点幅は更に増す。
40. 方角指示が設定されている又は軌道修正が必要となる各競技課目に於いて、犬との距離が空いている場合に限り、それらを促す声符と短い視符の同時使用が認められる。
同時使用が認められる場合、各競技課目実施要領に於いて[]カッコで表記される。
「コーン回り」、「円や指定範囲 (四角) への送り出し」や「正しいダンベルの持来」等の競技課目又は競技課目一部分が対象となる。短い視符実行に対し減点してはならず、追加又は重複声符や軌道修正追加声符実行のみ減点対象とすべきである。

招呼及び持来課目

41. 全招呼実行競技課目の招呼実行時に限り、「招呼を促す声符」と連動した形の犬名発声が認められる。この場合、声符と犬名は互いに独立した二つの声符に聞こえない様、間隔を空けず、連続発声される必要がある。尚、声符を使用せず犬名のみ発声する事も認められる。
42. 各招呼及び持来作業実行時、犬は直接的に脚側位置に移るか又は一旦指導手対面にて正面停座に移った後、脚側位置に移る事が認められる。正面停座を実行する場合、スチュワード許可があった後、指導手声符にて犬は俊敏に指導手との距離を詰めた形で基本姿勢に移る必要がある。障害飛越作業に於いても同じとする。
43. 各招呼及び持来作業実行時、審査員は犬が直接脚側位置に移るか、一旦正面停座を実行後、脚側位置へ移動するかどの実行方法が実行予定されているかは事前に知らされる必要がない為、競技課目の実行がスムーズであった場合、実際に予定されていた実行方法とは関係なく、満点が与えられることも可能である。
44. 不意なリング外投擲、犬の到達困難箇所へのダンベル投擲や投擲飛距離が短い場合、ダンベルは再投擲される必要があるが、2点減点とする。再投擲が失敗した場合、競技課目全体が「不合格」とみなされる。
45. 作業開始前の犬による木片又はダンベル保持は禁止されている。この様な行動が実行された場合、「クラス1」に於ける獲得可能最大得点は5点、「クラス2」並びに「クラス3」に於いては競技課目全体が「不合格」と見なされる。
46. 指導手は使用するダンベルの大きさを自由に選定する権利がある。

14.2 各競技課目の審査、採点方法

47. 指導手が犬と共に作業開始地点に於いて基本姿勢を取り終え、スチュワードが「作業開始」と発声した時点より各競技課目作業審査が開始される。競技課目審査はスチュワードが「作業終了」又は「ありがとうございます」と告げ終えた後に終了する。
48. 追加声符、重複声符、体符使用、犬による脚側位置離脱、進行方向に向かって指導手と平行でない行進等、理想的作業実行方法からかけ離れた実行方法は減点対象とする。
49. 指導手指示に対し、犬は嬉々と率先して指示に従う事が重要である。
50. 作業実行速度評価に当たり、犬種特性が考慮されなければならない。理想的な作業実行方法は全犬種で同一ではない。犬が声符に対し迅速且つ意欲的に反応し、犬種特有な動きを見せ、作業実

行速度が一定で終始作業意欲が持続する作業が見られる場合、他減点対象となるミスが無い限り、審査員は獲得可能最高得点を与えるべきである。

51. 追加／重複声符使用は2点減点を引き起こすことが原則的なルールである。3つ目の声符使用により競技課目全体又は幾つかの特例に於いては競技課目一部分の「不合格」を引き起こす。方向変換を伴う競技課目や遠隔操作作業に於ける追加／重複声符使用は1～2点の減点とする。減点範囲に付いては各競技課目実施要領を参照。
52. 如何なる犬を罰する行為も「失格」を引き起こす。
53. 作業中、指導手が犬に触れた場合、違反行為実行該当課目全体が「不合格(0点)」と見なされる。場合によっては「警告」言渡しを引き起こすこともある。
54. 作業実行中や競技課目間に於ける犬に対する接触行為は犬を罰する行為として解釈可能な場合、指導手と犬は共に「失格」となる。
55. 犬が競技課目作業開始基本姿勢(停座又は伏臥)又は、脚側行進位置に移る事を拒絶した場合、該当競技課目は「不合格(0点)」と見なされる。
56. 犬が作業終了基本姿勢実行(停座)を拒絶した場合、該当競技課目獲得可能最大得点は7点とする。
57. 作業開始基本姿勢に於いて落ち着きの無い左脚側停座が見られた場合、該当競技課目獲得可能最大得点は8点とする。
58. 指導手が声符発声と同時に動き出した場合該当競技課目は「不合格(0点)」とする。
59. 招呼及び持来作業が設定されている各競技課目に於いて犬が正面停座実行時又は、基本姿勢に移る際、指導手に対する軽度な接触が認められた場合、1～2点減点されるべきである。衝突に該当する重度接触が確認された場合、該当競技課目獲得可能最大得点は7点とすべきである。
60. 作業実行中、単発的な咆哮又はクンクン鳴く行為が確認された場合、減点対象とする。犬が吠えた場合、該当競技課目獲得可能最大得点は7点とすべきであり、過度な又は継続的な咆哮が確認された場合、該当競技課目は「不合格(0点)」とする。作業意欲の表れと解釈可能な作業開始又は終了時に発せられる単発的且つ非常に短い咆哮が確認された場合、最低1点減点されるべきである。幾つかの競技課目作業実行中に継続的な咆哮実行が見られた場合、「失格」が言い渡される。クンクンと鳴く行為も同等扱いとする。
61. 競技課目間に於ける首輪を用いた犬の如何なるコントロール行為実行は警告言渡しと共に「総合評価課目」の減点を引き起こす。「クラス3」に於いては「イエロー・カード」が提示される。
62. 犬によるリング内に於ける排便、排尿行為実行
 - 「クラス1」競技課目実行中、該当課目と「総合評価課目」が共に「不合格(0点)」と見なされる。
 - 「クラス1」競技課目間実行時、「総合評価課目」が「不合格(0点)」となる。
 - 「クラス2」及び「クラス3」の各競技課目作業中及び競技課目間実行時には「失格」が言い渡される。

声符に対する過剰反応又はフライイング行為

63. 競技課目開始時、声符に対し犬が過剰反応を起こした場合(例、位置離脱を伴わない筋肉反応、立止への姿勢変更等により基本姿勢を正確に維持しない場合)、該当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。
64. 「クラス1」の犬が指導手より送り出される課目に於いて作業が正式に開始された後、例えばスチュワード指示後、然し指導手による声符発声前に犬が自主的に作業を開始した場合、即ち犬が指導手から自主的に離れた場合、指導手は犬を一回呼び寄せる事が認められる。犬が呼び寄せに

応じ、その後作業が実行された場合、該当競技課目獲得可能最大得点は最大 6 点とする。尚、犬が呼び寄せに応じず、作業を継続実行した場合、該当競技課目は「不合格 (0 点)」とする。

65. 「クラス 2」及び「クラス 3」に於いて指導手による作業開始声符が発声される前に犬が自主的に作業を開始し、指導手を離れた場合、呼び寄せは認められず、該当競技課目全体が「不合格 (0 点)」と見なされる。

リング退場又は指導手からの離脱

リング退場行為

66. 「クラス 2」及び「クラス 3」に於いて犬が作業中又は競技課目間にてリングを離れ、コントロール不可能となった場合、「失格」となる。

67. 「クラス 1」で犬が作業中又は競技課目間に於いてリングを離れ、コントロール不可能となった場合、指導手は犬を二回まで呼び寄せることが認められる。犬が呼び寄せに応じた場合、作業継続が認められるが、リング退場行為は「総合評価課目」に影響を及ぼすと共に大きな減点を引き起こす。尚、該当競技課目は「不合格 (0 点)」と見なされる。その後、犬が再度リングを退場した場合、「失格」となる。

リング離脱を伴わない指導手からの離脱

68. 「クラス 2」及び「クラス 3」では犬が作業中又は競技課目間に於いて指導手からリング外に出る事無く離脱することで作業が中断され、コントロール不可能となった場合、指導手は立ち位置を変える事無く犬を一回呼び寄せる事が認められる。犬が呼び寄せに応じ指導手の元へ戻った場合、離脱が実施された競技課目は評価上「不合格 (0 点)」と見なされるが、指導手と犬は次競技課目作業を作業継続することが認められる。

「クラス 2」に於いては「総合評価課目」の大幅な減点に繋がる。

「クラス 3」では警告を引き起こし、審査員は「イエロー・カード」を提示する。

「クラス 2」及び「クラス 3」に於いて犬が寄せ声符に対し指導手の元へ戻らなかった場合や指導手から再離脱した場合、「失格」が言い渡される。「クラス 3」に於いては審査員は「レッド・カード」を提示する。

69. 「クラス 1」に於いて犬が作業中又は競技課目間に指導手から離脱し、コントロール不可能となった場合、指導手は立ち位置を変える事無く犬を二回呼び寄せることが認められる。犬が呼び寄せに応じた場合、作業継続が認められるが、離脱行為は「総合評価課目」に影響を及ぼすと共に大きな減点を引き起こす。該当競技課目は「不合格 (0 点)」とする。尚、犬が再度指導手から離脱した場合、「失格」が言い渡される。

持来課目

70. 犬がダンベル又は選別木片を落とした場合

犬がダンベル又は木片を落とし、自主的に拾い上げた場合、該当競技課目の獲得可能最大得点は最大 7 点とする。落とされた物品の啜り上げを促す為、新たな「持来を促す声符」発声が必要となった場合、該当競技課目獲得可能最大得点は最大 5 点とする。犬が指導手脇で物品を落とし、指導手が静止位置を変える事無く物品を拾い上げ、犬が正確な作業終了基本姿勢を取った場合、審査員はその作業に対し 5 点与えることを可能とする。受渡しを促す声符発声後、指導手不注意により物品が落とされた場合、該当競技課目の獲得可能得点は最大 7 点とする。

71. ダンベルや選別木片に対する噛み返し

ダンベルや木片に対する噛み返し行為は 2~3 点の減点を引き起こす。重度の噛み返し行為が確認された場合、該当競技課目取得可能最大得点は 5 点とする。許容を越えた又はダンベルや木片破壊を引き起こす噛み返し行為が確認された場合、実施該当課目は「不合格 (0 点)」と見なされ

る。尚、物品保持向上の為、一回の啞え直し行為は減点対象としない。

第6章 各クラス競技課目用実施、審査規程及びガイドライン 「FCI オビディエンス・クラス1」

第一競技課目 「グループ内で犬と対面しての1分間の停座」

係点3

使用声符 「停座」、「姿勢維持」

実施要領

グループ内全指導手が互いに約3メートル間隔を空け、並列した状態で指導する犬と共に基本姿勢を取り終え、スチュワードが「作業開始」と発声すると同時に作業が開始される。全指導手が指導する犬の元へ戻り、スチュワードが「作業終了」と発声した時点で当競技課目作業は終了する。

指示により各指導手は犬を後にし、リング側面に向かって約25メートル地点まで進み、犬の方へと向き直り、静止する。1分経過後、指示により全指導手は一斉に犬の方向へ戻り、犬と約50センチ間隔を空けながら、そのまま犬を通過し、犬の後方約3メートル地点にて静止する。その後、指示により犬の脇へ戻る。1グループあたり最低3頭、最大6頭より構成される。

評価方法

2声符使用により停座を実行しない犬、停座から立止や伏臥へ姿勢変更する犬、一犬身以上停座位置から離脱する犬の当競技課目獲得点数は0点とする。如何なる停座位置離脱も減点対象とする。犬が1~2回吠えた場合、1~2点減点され、ほぼ終始吠え続けた場合、当競技課目は「不合格(0点)」と見なされる。左右への体重移動等の落ち着きの無い行動は減点される。犬は頭部位置を変更し、周囲を見渡すことが認められる。リング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。停座1分間実行後、各指導手が犬の元へと移動する最中、犬が立止又は伏臥へ姿勢変更した場合、当競技課目可能獲得最大得点は5点とする。もし、犬が立ち上がり、他犬に接近する事により重大な作業妨害に値する場合や他犬との格闘が恐れられる場合、作業中が一旦中断され、妨害を引き起こした犬以外の全犬は該当競技課目をその後継続する。

第二競技課目 「紐無し脚側行進」

係点3

使用声符 「脚側位置維持」

実施要領

脚側行進は常歩にて審査され、左折、右折反転ターンや停止作業を伴う。速歩行進も試されるが、この場合右折のみ盛り込まれる。指導手が2歩又は3歩前進、後退する作業時の犬の態度も試される。

脚側行進に関する更なる詳細説明は「一般規程」を参照。

一競技会の全出場犬は同じ脚側行進実施要領に則り作業を実施すべきである。

評価方法

作業大半を指導手前後50センチ以上離れた位置にて行進する犬の当競技課目評価は「不合格」とする。行進速度が遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6~7点とする。指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進は2点減点とされるべきである。指導手による方向変換実行中及び方向変換前後の減速行為は減点対象とする。指導手の行進に影響を及ぼす又は妨げる極度に密着した行進態度も減点対象となる。指導手に対し寄りかかる又は進路を妨げる行進実行はより高い減点とする。

第三競技課目 「行進中の立止」

係点 3

使用声符 「脚側位置維持」、「立止」、「停座」

実施要領

指示により犬を伴った指導手は、作業開始地点を「常歩」にて直線上に離れ、約 10 メートル進んだ地点にて、指示により指導手は静止する事無く犬に対し立止を命じ、発声された声符に対し犬は即座に「立止姿勢」を実行しなければならない。指導手はそのまま約 10 メートル前進し、マーカ―又はコーンによって印された地点にて自主的に犬の方に向き直り、静止する。約 3 秒後、指示により指導手は犬の方向に向かって進み出し、犬の左側を約 50 センチ空ける形で通過する。犬の後方約 1～2 メートル地点に於いて、指示により反転ターンを実行し、犬の右側に到達次第、指示により声符にて基本姿勢を促す。マーカ―又はコーンに於ける方向変換以外、全競技課目各段階作業はスチュワード指示にて実行される。

評価方法

犬が誤った姿勢にて静止し、指導手に向き直るまでに正しい姿勢に移行した場合、立止を促す声符発声以前に立止を実行した場合、犬の作業実行にあたり追加／重複声符を必要とした場合、指導手が声符発声直前や最中に静止した場合、当競技課目得点は 0 点とする。

加点されるには犬は声符発声後、立止実行までに一犬身以上前進し続けてはならない。

犬が声符に対し俊敏に反応し、誤った姿勢にて静止した場合、その他作業内容が完璧であった場合に限り、当競技課目の獲得可能最大得点は 5 点とする。

犬が一旦正しく実行した姿勢を指導手がコーン又はマーカ―地点に於いて向き直った後に変更した場合、当競技課目獲得可能最大得点は 7 点とする。指導手が声符発声以前に歩度変更を行った場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 7 点とする。立止を促す声符と視符や体符兼用はそれらの強弱と長さに応じ重大な減点を引き起こす。減点幅は 3～5 点とすべきである。

当競技課目審査にあたり、脚側行進実行方法にも注意が払われる必要がある。正確でない脚側行進実行に対する減点は 1～2 点とすべきである。行進や静止速度が遅い場合、進行方向から反れた静止実行はミスと見なされ、減点幅は 1～4 点とされるべきである。指導手が間違った側面で犬を通過した場合、1 点の減点とすべきである。

第四競技課目 「伏臥を伴う招呼」

係点 3

使用声符 「伏臥」（「姿勢維持」）、「招呼」（「脚側位置維持」）

実施要領

スチュワード指示にて指導手は犬に対し伏臥を命じ、新たなるスチュワード許可にて指示された方角と地点に向かって 20～25 メートル進み、指定地点に於いて自主的に向き直り、静止する。続くスチュワード指示で犬を招呼する。この場合、使用声符と犬名を連結して使用する事が認められるが、二声符使用に聞こえない様、注意しなければならない。

評価方法

犬は招呼声符に対し意欲的な反応を示すことが重要である。招呼実行時、最低「早いトロット（軽速足）」に相当する適切な速度に於ける作業実行と終始一貫した速度維持が要求される。作業意欲が見られない招呼はミスと見なされる。作業実行速度審査にあたり、犬種特性が考慮される必要がある。招呼実行を促す 2 声符以上の声符が必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 7 点とすべきである。3 つ目の声符使用で当競技課目は「不合格」とする。招呼声符発声以前に犬が一犬身以上静止位置を離脱した場合も「不合格」とする。指導手指示以前に犬が姿勢を立止や停座へ移行した場合や静止位置より一犬身以内の離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 8 点とする。

第五競技課目 「行進中の停座又は伏臥」

係点 2

使用声符 「脚側行進」、「停座」又は「伏臥」、「脚側行進」

実施要領

作業開始前、指導手は任意選択可能な姿勢（停座又は伏臥）の内、犬が実行する姿勢をスチュワードと審査員に告げる。犬を伴った指導手は、指示により作業開始地点を「常歩」にて直線上に離れ、約 10 メートル進んだ地点にて、指示により指導手は静止する事無く犬に対し「停座」又は「伏臥」を命じ、発声された声符に対し犬は即座に「停座」又は「伏臥姿勢」を実行しなければならない。指導手はそのまま約 10 メートル前進し、マーカー又はコーンによって印された地点に於いてスチュワード指示無しで犬の方に向き直り、静止する。約 3 秒後、指示により指導手は犬の方向に向かって再度進み出し、犬の左側を約 50 センチ空ける形で犬を通過する。指示により犬の後方、約 1～2 メートル地点にて反転ターンを実行し、犬の右側に到達次第、指示により声符にて基本姿勢を促す。マーカー又はコーンに於ける方向変換以外の全競技課目段階作業はスチュワード指示を得て実行される。

評価方法

犬が誤った姿勢にて静止し、指導手が向き直るまでに正しい姿勢に移行した場合、停座や伏臥を促す声符発声以前に姿勢を変更した場合、作業実行に追加／重複声符を必要とした場合や、指導手が声符発声前や最中に静止した場合、当競技課目得点は 0 点とする。加点の為には犬は声符発声後、指示姿勢実行までに一犬身以上前進し続けてはならない。犬が声符に対し俊敏に反応し、誤った姿勢にて静止した場合、その他作業内容が完璧であった場合に限り、当競技課目の獲得可能最大得点は 5 点とする。

犬が一旦正しく実行した姿勢を指導手がマーカー又はコーンに於いて向き直る後に変更した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 7 点とする。指導手が声符発声以前に歩度変更を行った場合、当競技課目獲得可能最大得点は 7 点とする。停座又は伏臥声符と視符や体符の兼用はそれらの強弱と長さに応じて重大な減点を引き起こす。減点幅は 3～5 点とすべきである。

当競技課目審査にあたり、脚側行進実行方法にも注意が払われる必要がある。正確でない脚側行進実行に対する減点は 1～2 点とすべきである。行進や指示姿勢実行速度が遅い又は進行方向から反れた指示姿勢実行はミスと見なされ、減点幅は 1～4 点とすべきである。指導手が犬を誤った側面にて通過した場合、1 点減点とすべきである。

第六競技課目 「指定区域への送り出し及び伏臥」 係点 3

使用声符 「前進」、[「右」又は「左」と又は視符]、「立止」、「伏臥」、「停座」

実施要領

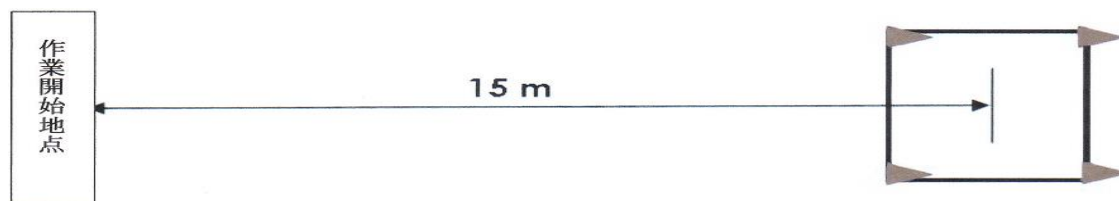
作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内（四角／ボックス）にて一旦立止を命じた後、伏臥を命じるか、直接伏臥を命じるかを審査員に告げる必要がある。

指示により指導手は、犬を作業開始地点より約 15 メートル離れた地点に設定されている約 3 メートル四方の指定範囲に対し送り出す。犬は直線上を進みながら指定範囲へと進み、進路上にある面から指定範囲へ侵入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止実行後、伏臥を命じるか、又は直接伏臥実行を命じる。伏臥実行前に一旦立止姿勢が実行される場合、「立止姿勢」は伏臥実行を命じる声符発声まで明白且つ、安定して継続実行されなければならない。続くスチュワード指示にて指導手は犬の脇へと進み、新たなる指示で犬に基本姿勢を促す。

当競技課目実行中、指導手は声符を合計 4 つ以上使用すべきでない。第四声符は指定範囲内に於ける犬の立止を促す声符でべきである。他選選択肢として犬を直接「伏臥」を命じる場合、使用声符数

は3声符となる。作業中、犬の軌道修正を行う必要がある場合、声符と視符兼用が認められる。指定範囲（四角）規模は3メートル四方、指定範囲中央地点より作業開始地点までの距離は約15メートルと設定される。四角の四隅は高さ約10～15センチのコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある（例、テープや石灰線）。指定範囲仕切り線よりリング仕切り線までの距離は最低約3～5メートル離す必要がある。



評価方法

犬の方向指示と声符に従う意欲、速度並びに最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。10点獲得には指導手は作業中最大4声符使用すべきであり、4つ目の声符は指定範囲内に於ける「立止」を促す為に使用されるべきである。他選選択肢として犬を直接「伏臥」を命じる方法を実行する場合、使用声符数は3声符となる。

声符発声時、指導手が基本姿勢から如何なる方角へ離脱した場合、当試験課目は「不合格（0点）」とする。指導手による過剰なボディランゲージ（体符）が見受けられた場合、獲得可能最大得点は8点とする。犬の歩行速度が非常に遅い場合、獲得可能最大得点は7点とすべきである。犬が指導手声符無しで停止を実行又は伏臥へ姿勢変更等を自主的に行った場合、減点対象となる。

点数獲得の為、犬の全身が完全に指定範囲内にある必要があるが、尾に関しては例外とする。犬が指定範囲外に於いて停座又は伏臥を実行した場合、再進入を促す誘導行為は禁止されている。この場合、当競技課目は「不合格」扱いとなる。

作業終了以前に犬が指定範囲より離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。指定範囲内にて犬の匍匐行動が見られた場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。指導手が犬の元へ到達する以前に犬が姿勢変更を行った場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

犬が指定範囲内（四角）にて誤った姿勢を実行した場合、3点減点とする。立止姿勢が明白に実行、維持されない場合、2点減点とする。立止又は伏臥姿勢実行を促す声符の3度目の使用にて当競技課目は「不合格（0点）」とする。立止又は伏臥姿勢実行を促す声符の2度目の使用で2点減点とする。方向指示又は軌道修正用追加声符は強さと犬がそれに従う意志の度合いに応じ減点幅が変化するが、1声符あたり、1～2点の減点を引き起こす事がある。指導手が犬の脇にて姿勢変更を命じる前に犬が自主的に姿勢を停座又は立止へ変更した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。

作業開始地点に於いて作業展開方向、指定範囲を示す行為は禁止されている。この様な禁止行為実行は競技課目「不合格」を引き起こす。

第七競技課目 「木製ダンベル持来」

係点 4

使用声符 「持来」と「受渡し」、「脚側位置維持」

実施要領

スチュワード指示と指導手への木製ダンベル受渡しにて作業が開始される。次なるスチュワード指示にて指導手はダンベルを最低約10メートル前方の地点へと投擲する。更なる指示を受け、指導手は犬に対しダンベルを持来する事を命じる。

評価方法

犬による声符に従う意志、持来速度及び最短距離選定の有無に重点が置かれるべきである。

ダンベルを落とす、ダンベルの噛み返し行為については「評価一般評価規程」を参照

第八競技課目 「遠隔操作（4 姿勢変更）」 係点 3

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「停座」、「伏臥」と／又は視符

実施要領

犬は位置変更する事無く、指導手指示にて姿勢を 4 回変更（停座／伏臥）すべきである。作業実行地点に於いて、犬の後方に二つのマーカーによって結ばれる想像上の境界線が設定されている。当境界線前方に設定されている作業開始地点に於いて、指示により指導手は犬に対し伏臥実行を命じ、その後指導手は指示により指示された、犬の前方約 5 メートルにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は「停座⇒伏臥」（2 回続けて）のみとする。尚、姿勢を促す最終声符は必ず「伏臥を促す声符」とする。スチュワードは、指導手に対し各姿勢実行順序を図や電光表示板を用いて示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約 3~5 メートル離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。各姿勢表示は約 3 秒間に渡り行われる。指導手は犬と距離を空けた状態に於いて、声符と視符使用が認められるが、それらは短く同時に使用される必要がある。最終伏臥声符発声後、指示により指導手は犬の元へ戻り、指示により脚側停座を促す。

評価方法

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時に於ける実行位置変更重点を置かれる審査が要求される。点数獲得には犬は作業開始地点を如何なる方角へも合計一犬身以上移動すべきではない。四方へ実行される全移動距離は合算される。犬が四姿勢の内、一姿勢を誤って実行又は実行しなかった場合や一姿勢実行用に 3 つの声符使用を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 7 点とすべきである。2 姿勢誤実行又は未実行時の場合、当競技課目は「不合格（0 点）」とする。指導手が犬の元へ戻る前に犬が停座に移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 8 点とすべきである。長時間発声、大げさな又は長時間視符は減点を引き起こす（一般規程を参照）。

1 姿勢を促す 3 声符使用は認められるが該当姿勢は評価上未実行扱いとなる。1 姿勢を促す追加／重複声符使用により 2 点減点とする。続く各追加視符使用は 1 点減点とする。

第九競技課目 「障害飛越を伴う招呼」 係点 3

使用声符 「姿勢維持」、「招呼」又は「飛越」、「脚側位置維持」

実施要領

指導手と犬は、指導手が選定した障害から約 2~4 メートル離れた地点にて基本姿勢で待機する。作業開始が告げられ、指導手は犬を残し障害対面の約 2~4 メートル地点へ向うよう、指示される。犬に向いて静止中の指導手は、続く指示にて犬に対し招呼実行を促す。犬は障害飛越を実行し、基本姿勢に移るべきである。その後、スチュワードは作業終了を告げる。障害設定高は、概ね犬のキ甲高に比例すべきである。障害高設定時、設定高を高く設定するより低くする事が認められる。尚、最大設定高は 50 センチとする。

評価方法

犬の招呼声符や他声符に従う意欲、作業実行速度並びに最短距離選定の有無に審査上重点が置かれるべきである。犬が飛越実行中、障害と如何なる軽度接触が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 8 点とする。障害足掛け行為、飛越により障害が倒された場合又は飛越が拒絶された場合、当競技課目は「不合格」と見なされる。

第十競技課目 「コーン回りを含む往復歩行」

係点 3

使用声符 「コーン回り」[「右」／「左」と／又は視符]（「脚側位置維持」）

実施要領

指導手と犬は、高さ約 15～40 センチを誇るコーンより約 10 メートル離れた地点にてコーンに向かって基本姿勢にて待機する。指導手は指示にて犬を作業開始地点より送り出し、犬は単独でコーンを外周し、その後指導手の元へ戻り、左側脚側位置にて基本姿勢に移る。

評価方法

犬の声符に従う意欲、作業実行速度並びに往復最短距離選定の有無に審査上重点が置かれるべきである。コーン回り実行時、コーンとの距離の空け方は犬種特性や実行スピードが審査上考慮される必要がある。コーン回り経路は時計回り、反時計回り何れも認められる。招呼声符が使用された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 8 点とする。犬がコーン配置地点に到達し、コーンを回ることなく指導手の元へ戻った場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 5 点とする。犬がコーン到達以前に指導手の元へ戻った場合、コーン回りを促す 3 つ目の声符が使用された場合や二つ目の招呼声符が使用された場合、当試験課目は「不合格（0 点）」とする。犬の軌道修正が必要となった場合、修正を促す声符と視符使用が認められる。作業実行速度評価にあたり、犬種特性が考慮されなければならない。

作業開始地点にて作業展開方向を示す行為や犬に触れる事は禁止されている。この様な行為実行は当競技課目の「不合格」を引き起こす。

第十一競技課目 「総合評価課目」

係点 2

評価方法

総合評価審査時、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は必要不可欠である。正確性及び精密性、指導手と犬による自然な動作が重要視される。高得点獲得には指導手と犬のチームワークが重要となり、相互的な作業への喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。作業中及び競技課目間の全行動が総合評価の点数に反映される。

犬がリングを離脱した場合、リング内に於ける排便、排尿行為が確認された場合、「総合評価得点」は 0 点とする。犬が制御不能となり、作業中又は競技課目間に於いてリング退場を伴わない指導手離脱が一度でも確認された場合、総合評価獲得最大得点は 5 点とする。

「FCI オビディエンス・クラス 2」

第一競技課目 「グループ内で犬から見えない場所に隠れて 2 分間の伏臥」 係点 2

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「停座」

実施要領

グループ内全指導手が互いに約 3 メートル間隔で並列した状態で、各自犬と基本姿勢を取り終え、スチュワードにより作業開始が告げられた時点で作業開始とする。全指導手が犬の元へ戻り基本姿勢を取り終えスチュワードが「作業終了」を告げる事で作業終了とする。

基本姿勢より声符にて伏臥へ移行する作業は、順に一頭ずつ行われる。グループ内の伏臥実行順番は左から右へ、そして伏臥から停座実行を命じる順番は右から左へとする。これにより最初に伏臥姿勢に移った犬が、最後に停座姿勢に移ることとなる。スチュワード指示にて声符を掛ける必要がある。各指導手は同時に犬の視野外に移り、2 分間待機する。待機時間は全指導手が視野外に移り終えた段階より計測される。伏臥実行中、犬は各犬を一頭ずつ左右に縫うような連続 8 の字通過等によって、誘惑を受ける。2 分間に及ぶ待機時間経過後、指示にて全指導手はリング内に戻り、リング内の指示

位置にて並列する。その後、指示にて各指導手は犬に向かって進み、犬と約 50 センチ間隔を空けて犬を通過し、犬の後方約 3 メートル地点にて静止、犬の方へ向き直るよう指示される。次なる指示で指導手は犬の脇まで進み、犬に対し順に脚側停座を促すようスチュワード指示を受ける。

この場合、指導手は発する声符音量が大きすぎない事を注意すべきである。何故ならば音量に応じては他犬に影響を及ぼしかねない為、場合によっては大きな減点を引き起こす可能性があるからだ。1 グループあたり、最低 3 頭、最高 6 頭より構成される。

評価方法

犬が伏臥姿勢を実行しなかった場合（2 声符発声により）、指導手が視野外にて待機中犬が姿勢を立止や停座へ変更した場合、一犬身以上匍匐前進又は仰向け状態にて伏臥を実行した場合、当試験課目は「不合格（0 点）」と見なされる。2 分経過後、各指導手が既に並列、静止位置に移り終えた後、犬が自主的に停座又は立止に移った場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 5 点とする。犬が同時に指示姿勢実行位置を変更した場合、当競技課目は「不合格（0 点）」とする。

犬による全ての動きは明白に減点対象とすべきである。犬が 1～2 回吠えた場合、1～2 点の減点とする。尚、犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、当競技課目は「不合格（0 点）」と見なされる。落ち着きの無さ、左右への重心移動行動は減点対象とする。犬は頭部位置を変更し、周囲を見ることが認められる。リング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、この場合精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。犬が立ち上がり、他犬に接近する際、その行為が重大な作業妨害に値する又は他犬との格闘が恐れられる場合、作業が一旦中断され妨害を引き起こした犬以外の全犬が競技課目を継続実施する必要がある。

指導手が発声する声符以前に犬が伏臥又は停座に移った場合（例、隣接犬に対し命じられた声符に対し反応した場合）、当競技課目の獲得可能最大得点は最大 8 点とする。声符発声以前に犬が伏臥又は脚側停座姿勢へ自主的に移行した場合、犬はその姿勢を維持すべきである。競技課目開始に於いて姿勢維持が不可能な場合、当競技課目は「不合格」と見なされる。犬が自主的に一旦停座に移り、その後再度伏臥を実行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 5 点とする。

犬が横たわって伏臥を実行した場合や脚側停座を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 7 点とする。

第二競技課目 「紐無し脚側行進」

係点 3

使用声符 「脚側行進」

実施要領

脚側行進は様々な歩度（常歩、緩歩、速歩）にて審査され、左折、右折反転ターンや停止作業を伴う。指導手による 2～3 歩前進と後退作業及び 5～8 歩連続実施される後退作業に於ける犬の態度も審査される。脚側行進に関する更なる詳細は「一般規程」を参照。

後退作業が実施される方角に障害物が無く安全が確保されている事を確認する必要がある。

一競技会の全出場頭は統一した脚側行進実施要領に則つとり作業を実施すべきである。

評価方法

作業大半を指導手後方 50 センチ以上行進する犬や指導手から前方離脱する犬の当競技課目評価は「不合格（0 点）」とする。行進速度が遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 6～7 点とすべきである。指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢は 2 点減点とされるべきである。方向変換実行中や前後の指導手による減速行為は減点対象とする。指導手行進に影響を及ぼす又は妨げる、極度に密着した行進態度も減点対象となる。指導手に対し寄りかかる、接触行為実行はより高い減点対象とする。後退作業実施中、軽度な集中力散漫さは認められる。

作業内容が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は1～2点とすべきである。

第三競技課目 「行進中の立止／又は停座／又は伏臥」

係点 3

使用声符 「脚側行進」(3回)、「立止」、「停座」、「伏臥」

実施要領

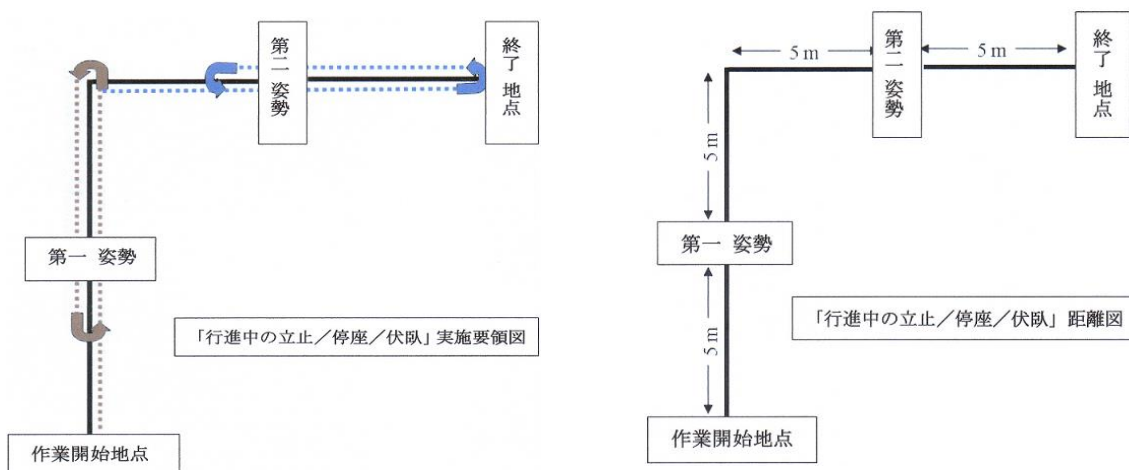
当競技課目は下記実施要領図に基づき実行される。「立止」、「停座」、「伏臥」の3姿勢中、犬は2姿勢を実行する必要があり、審査員は競技開始前に実行姿勢と実行順番を決定する。

指導手は常歩行進中、スチュワード指示にて犬に対し「第一姿勢」(立止／停座／伏臥の何れか)実行を命じ、その後「第二姿勢」実行を促す。行進中、左折又は右折実行が要求され、実行方向は全出場者にとって統一される必要がある。方向変更地点(左折、右折(実行角度は90度))は、マーカーによって印されているべきである。競技会単位では各姿勢及び右左折実行順序は変更可能とするが、一競技会に於いては全頭にとって統一されなければならない。

スチュワードは指導手に対し作業開始、姿勢実行(立止／停座／伏臥)声符発声タイミング、反転ターン及び作業終了位置を指示する。各コーナー作業は、スチュワード指示無しで行われる。各静止実行地点は、各10メートル直線部上の大よそ中央地点付近(5メートル)とする。指導手は第一姿勢実行用声符を発声した後、そのまま更に5メートル前進し(次反転マーキングまで)、スチュワード指示にて反転し、犬へ向かう道程を沿う形で犬の左側を約50センチ間隔空けながら通過する。指導手が犬を約2メートル通過した地点に於いて、指示に従い新たに方向を変え犬の元へと戻る。犬の元に到達した指導手は、静止する事無く脚側行進を命じる声符を発し、5メートル前方の次方向変換地点へと向かい、コース形状に応じ左折又は右折を実行し、次直線部中央付近まで前進する。続く作業は、当競技課目前半作業に於いて実施された要領に類似して実行される。スチュワードが停止を指示し、「作業終了」と伝えた時点で当競技課目作業は終了する。

各立止、停座及び伏臥実行姿勢方向は作業開始、屈折及び作業終了各地点を結ぶ想像上の線と平行でなければならない。各方向変換地点と犬の間隔は約50センチとするが、この場合犬種体高が考慮される。各コーナーを直角に曲がる必要があり、けして半円を描いてはならない。指導手と犬は各方向変換地点コーンを出場ペアから見て左側に位置しながら曲り、左側を通過しなければならない。

第三競技課目実施要領図



評価方法

得点獲得の為、最低1姿勢実行が不可欠となる。犬が誤った姿勢に於いて静止した場合(例、伏臥の代わりに停座を実行)や1指定姿勢を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。誤った姿勢実行や姿勢実行を促す声符発声後一犬身以上犬が動き続けた場合、指導手が追加／

重複声符を発した場合又は姿勢実行を促す大げさな視符又は体符使用が確認された場合、該当姿勢評価は「未実行」と同評価とする。

姿勢実行声符に対し犬が一切静止しなかった場合(指導手が向き直るまでに静止に至らなかった場合)、当競技課目は「不合格(0点)」とする。指導手が次方向変更地点に至るまでに犬の静止を促す追加声符使用が認められる。静止した場合、作業継続が認められるが当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

当競技課目審査にあたり、脚側行進実施内容と同時に実行される各姿勢(立止、停座、伏臥)の向きが作業開始地点、方向変更地点と作業終了地点を結ぶ各想像上の線と平行して実行されているか注意が払われる必要がある。

静止位置からの離脱、遅い立止、停座、速度実行速度、進行方向より反れた姿勢実行、悪い脚側行進内容、歩度変更、屈折を半円上に実行、コースと平行でない脚側行進と指導手による作業中の犬の目視確認行為はミスと見なされる。前記行動が確認された場合、減点幅は1~4点とされるべきである。

指導手が犬の脇を誤った側面に於いて通過した場合、一点減点されるべきである。

各姿勢実行を促すにあたり、追加声符使用は禁止されている。立止、停座、伏臥姿勢を促す際、視符や体符実行は重大ミスと見なされ、大幅な減点を引き起こす。実行強度と実行時間に応じ、3~5点の減点又は該当姿勢配点剥奪を意味する場合がある。

第四競技課目 「立止を伴う招呼」

係点 4

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「招呼」「立止」又は視符、「招呼」、「基本姿勢」

[視符使用時、片手又は両手使用可能]

指導手は審査員に対し声符又は視符を使用するかを事前に告げるべきである。

実施要領

作業開始位置に於いて、指示により指導手は犬に対し伏臥を命じ、指示された方角に対し約25~30メートル進み、犬の方へ向き直り、静止する。指示により犬を招呼する。犬が全招呼距離の概ね中間地点に到達次第、指導手は犬に対し立止姿勢を命じる。約3秒後、指示により指導手は犬を再度招呼し、基本姿勢への移行を促す。この場合、スチュワードは招呼を促す声符発声タイミングのみ指示する。マーカー地点に於ける静止姿勢実行を促す声符発声はスチュワード指示無しで指導手の判断で行われる。静止を促すにあたり、一声符又は視符使用が認められる。招呼を促すにあたり、犬名を併せて発することは認められるが、確立した二つの声符である印象を与えない様、連結使用されなければならない。

評価方法

犬は各招呼声符に対し意欲的な反応を示す必要がある。最低「速いトロット(軽速足)」に値する速度に於ける安定した招呼作業が要求される。遅い招呼実行速度はミスと見なされる。尚、招呼速度審査時、犬種特性が考慮される必要がある。声符発声直後に犬は制動を開始すべきである。制動、静止作業審査時、犬の招呼実行速度が考慮される必要がある。速い招呼速度に達している犬の場合、完全静止に必要な時間的許容範囲を多少多目に設定しても良いが、遅い犬に関して許容範囲は設定されない。静止作業に於いて満点獲得には声符発声から完全停止までの移動距離は一犬身を越えてはならない。静止作業持ち点得点獲得の為、制動距離は三犬身を越えてはならない。招呼を促す声符が合計2声符以上使用された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。1実行姿勢から招呼を促す3つ目の声符発声又は2つの姿勢から各招呼を促す各2声符使用で当競技課目は「不合格」とする。姿勢実行声符が発せられてから犬の静止に至るまで三犬身以上必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。犬による静止動作が一切見受けられなかった場合、当競技課目は「不

合格」とする。犬が誤った姿勢にて静止した場合、獲得可能最大得点は7点とする。初回招呼声符発声以前に犬が姿勢を停座や立止へ変更した場合、獲得可能最大得点は8点とする。初回招呼声符発声以前に犬が静止位置より一犬身以上離脱した場合、当競技課目は「不合格(0点)」とする。

第五競技課目 「指定区域への送り出し、伏臥及び招呼」 係点 4

使用声符 「前進」、[「右」／「左」と／又は視符]、「立止」、「伏臥」、「招呼」

実施要領

競技課目作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内にて一旦立止を命じ、その後伏臥を求めるか、直接伏臥実行を求めるかを審査員に告げるべきである。

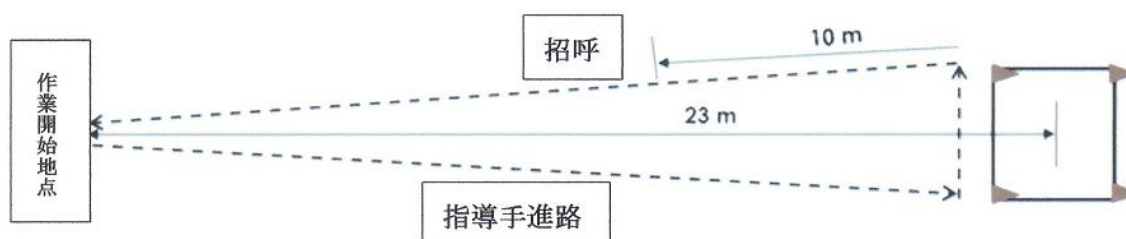
指示により指導手は、犬に対し作業開始地点より約23メートル離れた3メートル四方を誇る指定範囲(四角／ボックス)へ向かわせる指示を出す。犬は直線上を指定範囲へ向い、進路上にある指定範囲正面側から侵入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢を促した後、伏臥姿勢移行を命じるか、直接伏臥実行を求めるべきである。一旦、立止が実行される場合、引き続き伏臥実行が命じられるまで立止姿勢を明白且つ、安定した形で実行される必要がある。

指示により指導手は、指定範囲右手前方に配置されているコーンに向かって前進する。コーン到達約2メートル直前にて左折実行指示を受け、左折実行後約3メートル地点到達時に新たに左折指示にて左折を行い作業開始地点へと戻る。第2左折実行後、約10メートル前進した地点にて、指導手は静止する事無くそのまま作業開始地点へ向かいながら、犬に対し招呼を促す指示を受ける。作業開始地点に到達した指導手は静止指示を受ける。(指示により止まる。)

当競技課目作業中、指導手は合計4声符以上使用すべきでない。第4声符発声にて犬は指定範囲内に於いて立止を実行すべきである。指導手が犬に対し直接伏臥実行を促すことも可能とするが、この場合合計使用声符数は3声符とする。犬の軌道修正が必要となった場合、声符と視符の兼用が認められる。

指定範囲規模(四角、ボックス)は3メートル四方とし、中央地点より作業開始地点までの距離は約23メートルと設定される。指定範囲の四隅は高さ約10～15センチ誇るコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある(例、テープや石灰線)。四角範囲仕切り線よりリング仕切り線までの距離は最低約3～5メートル誇る必要がある。



評価方法

犬の方向指示と声符に従う意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。10点獲得には指導手は作業中最大4声符使用すべきであり、4つ目の声符は指定範囲内に於ける「立止」を促すために使用されるべきである。犬は声符に対し従うべきである(例、指定範囲内にて立止実行を命じられた場合は立止を、直接伏臥実行を促された場合は伏臥を実行する必要がある)。指導手が声符発声と同時に基本姿勢から如何なる方角へ離脱した場合、当試験課目は「不合格(0点)」とする。指導手による過剰なボディールンゲージ(体符)が見受けられた場合、獲得可能最大得点は

8点とする。犬が指導手指示無し停止した場合や伏臥へ姿勢変更等を自主的に行った場合、減点対象とする。犬が指定範囲外にて伏臥を実行した場合、当試験課目は「不合格(0点)」と見なされる。犬が一旦伏臥姿勢を実行した後の再誘導は一切認められない。点数獲得の為、犬の全身が完全に指定範囲内にある必要があるが、尾に関しては例外とする。

指導手が第2屈折実行前に犬が伏臥から停座又は立止姿勢へ移行した場合、当試験課目は「不合格(0点)」とする。指導手が第2屈折実行後、犬を招呼する以前に犬が伏臥から停座又は立止姿勢へ移行した場合、当試験課目の獲得可能最大得点は5点とする。犬による指定範囲内に於いて伏臥姿勢離脱を伴わない移動行為が認められた場合、当競技課目の獲得最大得点は7点とする。招呼を命じられる前に犬が伏臥位置を離れ、指定範囲外に進んだ場合、当試験課目は「不合格(0点)」と見なされる。作業実行速度が極端に遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

招呼や立止、伏臥を促す一追加声符使用にあたり、2点減点とする。前記何れかの声符3度目使用により当競技課目は「不合格(0点)」とする。犬の軌道修正が求められる場面に於いてのみ視符使用が認められる。犬が指導手脇に居る場合の視符使用は2点減点とする。

指定範囲内にて犬が誤った姿勢を実行した場合は3点減点とし、立止姿勢が明白に実行されない場合は2点減点とする。方向指示又は軌道修正用追加指示はそれらの強さと犬がそれに従う意志に応じて減点幅が変化する。一声符あたり、1~2点減点とすべきである。

作業開始地点に於いて作業展開方向、指定範囲を示す行為や犬に触れる行為は禁止されている。このような行為が実行された場合、当競技課目の「不合格」を引き起こす。

第六競技課目「方向変換を伴う持来」

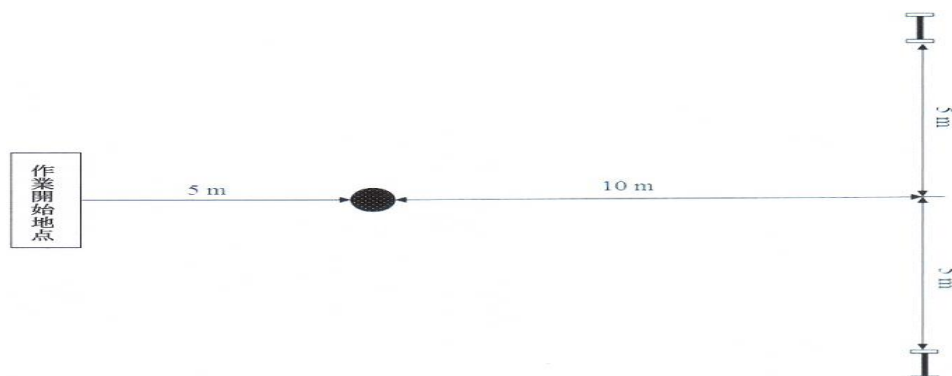
係点 3

使用声符 「脚側位置維持」、「立止」、「右」／「左」と／又は視符、「持来」、「受渡し」
(「脚側位置維持」)

実施要領

作業開始地点に於いて指導手と犬は約5メートル前方に配置されているマーカーに向かって待機する。マーカー配置地点は二つのダンベル配置位置を結ぶ想像上の線との交差点より約10メートルに設定され、作業開始地点より各ダンベルを結ぶ線との交差点までの距離は約15メートルとする。スチュワードは木製ダンベル2個を線上に互いに約10メートル離れた地点に容易に目視可能な状態で配置される。抽選結果によって持来されるべきダンベル(左又は右)は先に配置される。

指導手は犬を伴い作業開始地点よりマーカーに向かうよう指示され、マーカー地点到達後、マーカーを通過する形でそのまま約1~2メートル前進する。更なるスチュワード指示にて犬を伴い指導手は反転し、マーカー配置位置に再度到達次第、指導手は犬に対し作業開始地点に向ったまま立止状態で静止するよう促す。指導手は犬を残し、単独で作業開始地点に戻り、ダンベル配置方角に向き直る。約3秒後、指示により指導手は、抽選により決定されたダンベルの元へ犬を向かわせ、正しい実行方法にてダンベル持来と受渡しを促す。遠隔操作声符(右／左)と持来声符の発声は時間を空けずに連続発声されるべきである。持来を促す声符発声が遅れた場合、追加声符使用と見なされる。



評価方法

方向指示と持来声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに正しいダンベルへの最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。作業開始地点に於ける作業展開方向を示す又は犬に触れる行為実行は当競技課目の「不合格（0点）」を引き起こす。当課目得点を獲得する為、犬はマーカー脇にて前進指示を受けるまで立止姿勢にて静止し続ける必要がある。静止位置から離脱する犬、伏臥又は停座姿勢に移行する犬の当競技課目獲得可能最大得点は8点とする。指導手指示以前に犬が一犬身以上指示された静止地点より離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。

犬が間違ったダンベルへ向かう途中、指導手によって静止され、軌道修正を受けた後、正しいダンベルに向かい持来した場合、3点減点されるべきである。尚、間違ったダンベルより正しいダンベルへ一旦静止する事無く軌道修正が成功した場合、2点減点されるべきである。犬が間違ったダンベルを咥え上げた場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

方向指示又は軌道修正用追加指示はそれらの強さと犬がそれに従う意欲に応じ減点幅が変動する。1使用声符あたり、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

ダンベルを落とす、噛み返し行為に関する詳細は「評価一般規程」を参照。

第七競技課目「嗅覚による最大6個の物品選別」

係点 4

使用声符 「探し当てる／持来」、「受渡し」、(脚側位置維持)

実施要領

作業開始地点に於いて指導手は犬と共に基本姿勢にて待機する。指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片（10×2×2センチ）を指導手に渡し、約10秒間手で保持させる。この段階に於いて犬は木片に触れる又は木片を嗅ぐ事は認められていない。その後、指導手は木片を受渡し、向きを変える様スチュワード指示を受ける。各木片は犬の視野内又は視野外にて配置されるかは指導手判断に委ねられる。脚側位置維持や静止を促す声符使用は認められる。スチュワードは指導手より触ることなく受け取った木片と他類似木片5つを指導手より約10メートル前方の地面に配置する。この場合、指導手から受け取った木片以外の5つの木片は素手で配置される。各木片は円状又は水平線上に互いに約25センチ離れた位置に配置される。木片配置パターンは全出場者共通で用いられるべきであるが、指導手が保持した木片配置位置は変更されても構わない。尚、各木片が一線上に配置される場合、指導手が保持した物品は左右先端位置に配置されてはならない。

その後、指示により指導手は向き直り、指示により犬に対し印が施された木片を選別、持来するよう促す。犬は一般規程該当規程に基づき指導手が保持した木片を選別、持来、受け渡すべきである。意欲的且つ目的意識のある作業が見受けられる場合に限り、作業持ち時間は約30秒とする。各出場者用に新たに6つの木片が準備されている必要がある。

評価方法

審査上、犬の作業意欲と作業実行速度に重点が置かれるべきである。犬が間違った木片を一旦咥え上げた後、正しい木片を持来した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。作業開始時、スチュワードに返還される以前に指導手が保持する木片に対し犬が接触又は嗅ぐ行為を実行した場合、配置木片付近に犬がいる際各種指導手指示が見受けられた場合や犬が間違った木片を2回咥え上げた段階で当競技課目は「不合格（0点）」とする。正しい木片を選別中、他木片に対する嗅当て行為はミスと見なされない。

木片を落とす、噛み返し行為に関する詳細は「評価一般規程」を参照。

第八競技課目「遠隔操作による6姿勢変更」 係点4

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「停座」、「立止」、「伏臥」と／又は視符

実施要領

犬は指導手指示に従い、静止位置を変える事無く姿勢を6回（停座、立止、伏臥）変更すべきである。作業実行地点後方に二つのマーカーによって結ばれる想像上の境界線が設定されている。当境界線前方に設定されている作業開始地点に於いて、指示により指導手は犬に対し伏臥実行を命じる。指示により、指導手は指示された犬の前方約10メートルにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は常に「停座⇒立止⇒伏臥」又は「立止⇒停座⇒伏臥」であるべきであるが、最終姿勢を促す指示は必ず「伏臥を促す指示」とする。各姿勢指示順序は全出場者統一とする。

スチュワードは指導手に対し、各姿勢実行順序を図や電光表示板にて示す。スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約3~5メートル離れた地点にて姿勢表示を行うべきである。実行されるべき各姿勢の表示は約3秒毎に変更される。

指導手は犬と距離を空けた状態では声符及び視符使用が認められるが、それらは短く、同時に使用される必要がある。最終伏臥を命じた後、指示により指導手は犬の元へ戻り、指示により脚側停座を促す。

評価方法

姿勢変更実行速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時に於ける実行位置維持に重点を置いた審査が要求される。点数獲得には犬は作業開始地点を如何なる方角へも合計一犬身以上移動してはならない。四方へ実行される全移動距離は合算される。犬が6姿勢の内、一姿勢の誤実行又は未実行が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。2姿勢誤実行又は未実行時の場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。犬が指示された姿勢を実行せず、次に指示される姿勢を実行した場合や一犬身以上移動した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。得点獲得の為、犬は指導手指示に従い姿勢を最低4回変更しなければならない。

指導手が犬の元へ戻る前に犬が停座に移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。長時間の発声、大げさな又は長時間使用される視符は減点を引き起こす（一般規程を参照）。

一姿勢変更実行にあたり2声符必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。2声符目発声による指示姿勢実行が拒絶された場合、該当姿勢は審査上未実行と見なされる。一姿勢を促す追加又は重複指示使用は2点減点とする。続く各追加指示は1点減点とする。一追加声符／視符使用によって実行される姿勢が合計3~4姿勢であった場合、使用された各追加声符／視符に対し犬が迅速に従い、それら追加声符／視符使用により各姿勢が明白に実行され、当競技課目他課題実行内容がエクセレント評価に該当する場合に限り、当競技課目に於ける点数獲得が可能となる。

第九競技課目「障害飛越を伴う金属ダンベル持来」

係点3

使用声符 「飛越」、「持来」と「受渡し」（「脚側位置維持」）

実施要領

指導手と犬は、指導手が選定した障害から約2~4メートル離れた地点にて基本姿勢で待機する。スチュワードより金属ダンベルを受け取った指導手は、指示によりダンベルを障害反対面に投擲する。その後、指示により指導手は犬に対し障害往路飛越実行、ダンベル咥え上げ、復路飛越を伴うダンベル持来を命じる。「持来を促す声符」は遅くとも犬が往路飛越開始するまでに発声されなければならない。

評価方法

作業は基本姿勢より開始され、犬が持来したダンベルを受渡し、スチュワードが「作業終了」と告げると同時に終了する。投擲されたダンベルを一瞬探す必要がある場合、犬の作業意欲が持続する限り減点対象としない。飛越時に於ける如何なる軽度障害接触が見られた場合、当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。障害足掛け行為、往復飛越未実行や飛越により障害が倒された場合、当競技課目は「不合格(0点)」とする。犬が声符発声を予測し事前に作業を自主的に開始した場合、減点幅は2~4点とすべきである。持来や飛越追加/重複声符使用は2点減点とする。ダンベル投擲時に犬が基本姿勢を離脱した場合、当競技課目は「不合格(0点)」とする。

ダンベルを落とす、噛み返し行為に関する詳細は「評価一般規程」を参照。

第十競技課目「総合評価課目」

係点 2

評価方法

総合評価審査時、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は必要不可欠である。正確性及び精密性、指導手と犬による自然な動作が重要視される。高得点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり、相互的な作業への喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。作業中及び競技課目間の全動作が総合評価に反映される。

犬が制御不能となり、作業中又は競技課目間に於いてリング退場を伴わない指導手離脱を行った場合、「総合評価得点」は0点とする。犬によるリング内排便、排尿行為が確認された場合、「失格」が言い渡される。

「FCI オビディエンス・クラス 3」

第一競技課目 「グループ内で犬から見えない場所に隠れての2分間の停座」 係点 2

第二競技課目 「グループ内で犬と対面しての1分間の伏臥及び招呼」 係点 2

使用声符 「停座」、「姿勢維持」、「伏臥」と/又は視符、「招呼」

実施要領

第一及び第二競技課目は連続実施される。

第一競技課目=第一部 「他出場犬との2分間に渡る合同停座」

第二競技課目=第二部 「他出場犬との1分間に渡る合同伏臥及び招呼」

課目毎の獲得得点は第二部作業終了後に個別に発表される。

グループ内全指導手が互いに約4メートル間隔で並列した状態で各自犬と共に基本姿勢を取り終え、スチュワードが作業開始を告げた時点より作業開始とする。全指導手がリングに戻り、犬との距離を最低10メートル開けた状態で犬と向き合って静止し、スチュワードが作業終了を告げると同時に「第一部」作業は終了される。第二部(第二競技課目)は第一部終了直後に継続実施される。

各犬は基本姿勢にて互いに約4メートル間隔にて待機する。指示により各指導手は犬から離れ2分間に渡り、指定された位置にて犬の視野外にて待機する。全指導手が犬の視野外に移ったと同時に時間計測が開始される。2分経過後、指示により各指導手はリング内に戻り、スチュワードが指定する位置にて一旦静止指示を受ける。その後、指示により各指導手は指導する犬の前方約最少10メートル離れた地点まで進み、対面状態にて再静止が指示される。これにて「第一部」が終了し、その直後に「第二部」が開始される。

スチュワードにより「第二部開始」が告げられる。この段階では全頭停座姿勢を実行中であるべきである。第一部作業中に誤った姿勢を実行した犬の指導手は、スチュワード指示にて犬に対し正しい「停座姿勢」実行を命じる。

各指導手は左から右へ向かった順で指導する犬に対し各自伏臥を命じるよう、スチュワードに指示さ

れる。一分間に及ぶ伏臥実施後、各犬は右から左に向かった順に、指示により各指導手によって呼び寄せられる。各犬の招呼実行を順に指示するスチュワードは、招呼指示を出した犬の招呼が完了し基本姿勢に移り終えた後に初めて次の犬の元へ進む。

他犬に影響を及ぼしかねない音量の大きい声符使用は重度の減点を引き起こす。

1 グループは最大 4 頭によって構成されるべきであり、3 頭未満の構成は認められない。尚、1 競技会に於ける「クラス 3」出場犬総数が 5 頭のみ存在する場合、5 頭で 1 グループを構成することが認められる。

第二部作業開始と同時に作業中止扱いとなる犬や招呼作業実行を拒む指導手の取り扱いについては、担当審査員に委ねられる。

評価方法

第一部作業中、立止又は伏臥姿勢へ移行した犬の第一部点数は 0 点とする。犬が自分の実施位置を 1 犬身以上離れた場合、グループ作業全体（第一と第二部）が 0 点と評価される。2 分経過後、各指導手が既にリング内に於いて並列し終えた後に犬が自主的に伏臥又は立止姿勢に移った場合、獲得可能最大得点は 5 点とする。

第一部作業終了後、立止又は伏臥を実行している犬に対し順に停座を命じることが認められる。この場合、停座姿勢を促す第一指示は減点対象としないが、更なる指示が必要となった場合、2 点減点とする。「第二部」に於いて犬が停座を実行しなかった場合、第二部作業評価は「不合格（0 点）」と見なされる。

第二部作業開始後に犬が停座から立止又は伏臥に姿勢変更した場合、指導手による姿勢修正指示は認められない。各犬に対し伏臥実行が命じられる段階に於いて、既に伏臥を実行中の犬の獲得可能最大得点は 7 点とし、同段階に於いて既に立止中の犬の獲得可能最大得点は 8 点とする。

指導手指示以前に犬が伏臥に移った場合（例、隣接犬に対し命じられた指示に対する反応）、第 2 部に於ける獲得可能最大得点は最大 8 点とする。

犬が伏臥を実行しなかった場合、1 分間の間に犬が停座又は立止に姿勢変更した場合、1 犬身以上静止位置から離脱した場合、仰向けになった場合、第二部作業の評価は「不合格（0 点）」と見なされる。横たわった場合、獲得可能最大得点は 7 点とする。

他犬に対し使用された招呼を促す声符により犬が招呼実行した場合、第 2 部作業の獲得可能最大得点は最大 5 点とする。声符が使用されず犬が自主的に指導手の元へ戻った場合、第二部作業評価は「不合格（0 点）」となる。犬が招呼実行に追加／重複声符を必要とした場合、獲得可能最大得点は 7 点とする。

犬が 1～2 回吠えた場合、1～2 点の減点とする。尚、犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、該当課目は「不合格（0 点）」と見なされる。

全過度な動きは減点対象とする。左右の重心移動等の落ち着きの無さも減点を引き起こす。

犬は頭部位置を変更し、周囲を見ることが認められる。犬はリング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、この場合精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。犬が立ち上がり他犬に接近した場合、その行為が重大な作業妨害に値する又は他犬との格闘が恐れられる場合、作業は一旦中断され妨害を引き起こした犬以外の全犬は競技課目を継続実行する。

第一競技課目と第二競技課目は「一課目」と解釈されるが、競技課目間に於ける指導手による犬に対する関与（ご褒美を与えるや意思疎通を図る行為）は一切禁止されている。

これら 2 競技課目作業中、出場犬正面リング側面を観客立入禁止にする事が推奨される（リング要員は立入可）。選考会級競技会や世界選手権大会に於いて前記推奨は義務とする。

第三競技課目 「紐無し脚側行進」

係点 3

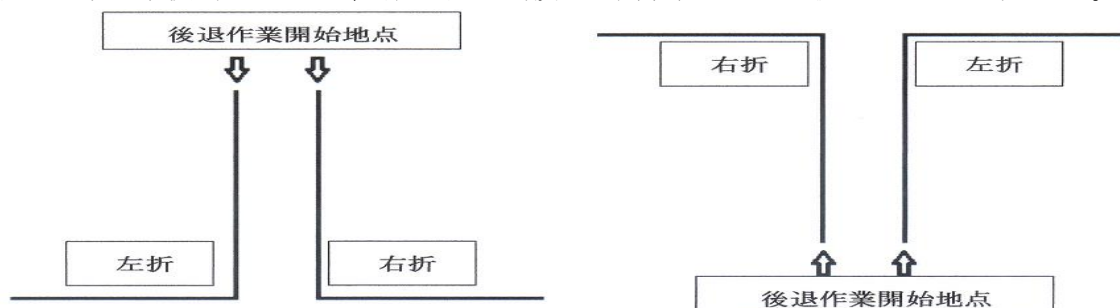
使用声符 「脚側行進」

実施要領

脚側行進作業に於いて様々な歩度（緩歩、常歩、速歩）と組み合わせられる右左折、反転ターンや停止が審査対象となる。指導手が静止地点より様々な方角に向かって 2 又は 3 歩移動する作業時や静止地点より右左折や反転ターンを実行する際の犬の服従性も試される。更に一屈折部が想定されるべき指導手により実施される 5～10 メートル（15～30 歩）に渡る後退作業に於ける犬の態度も試される。作業開始及び終了はスチュワードが指示する。後退作業実施進路に障害物がなく、安全である事が事前に確認される必要がある。後退作業距離を正確に測定可能にする為、スチュワード用に目標物が設定される必要がある。

詳細な脚側行進実施要領は「各競技課目実施方法」を参照。

同一試験や競技会に於ける脚側行進実施要領は全出場者にとって統一される必要がある。



評価方法

作業大半を犬が指導手から前方又は後方へ 50 センチ以上離れた位置に於いて行進した場合、当競技課目は「不合格 (0 点)」とする。歩行速度が遅い場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 6～7 点とする。注意力が不足する脚側行進態度や追加声符使用はミスと見なされる。指導手進行方向から外れた脚側行進姿勢は概ね 2 点減点とする。コーナーや反転ターン実行直前、実行中や実行後の行進速度低下や静止行為は減点扱いとする。指導手行進に影響を及ぼす又は妨げる極度に密着した行進態度も減点対象とする。指導手に対する寄りかかる又は進路を妨げる行進態度はより高い減点対象とする。後退作業実施中、指導手による軽度な集中度散漫さは認められる。後退作業内容が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は 1～2 点とする。

第四競技課目 「行進中の立止、停座及び伏臥」

係点 3

使用声符 「脚側行進」、「立止」、「停座」、「伏臥」

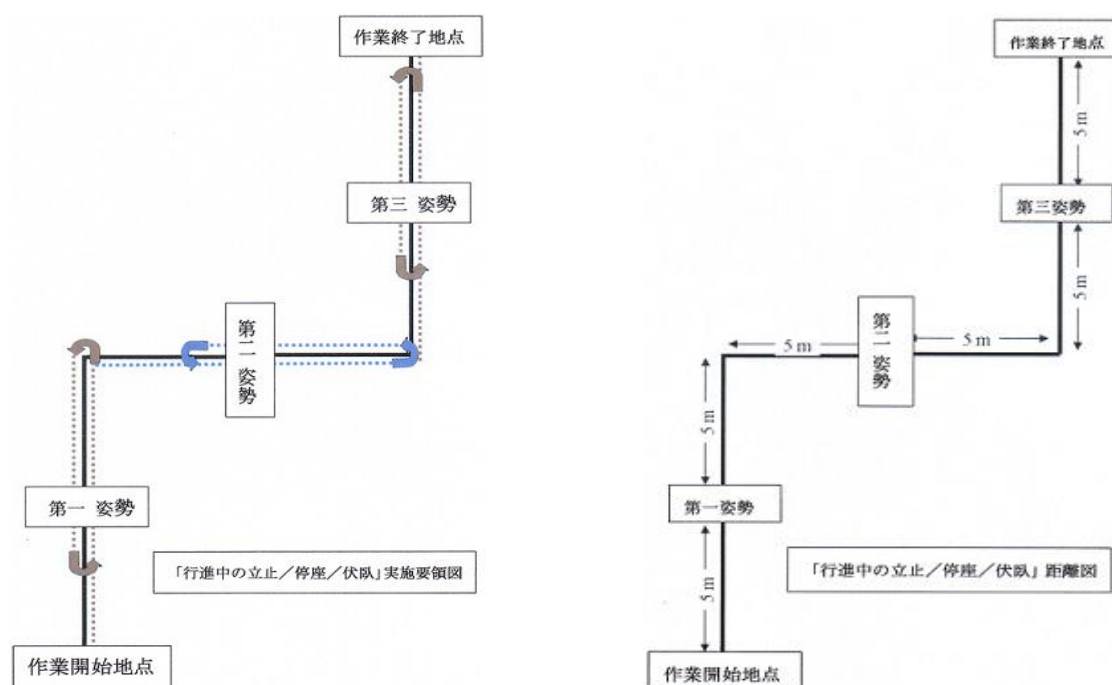
実施要領

当競技課目は下記実施要領図に従って実行される。審査員は作業開始前に実行されるべき各姿勢実行順序を決定する。スチュワード指示に従い常歩行進中の指導手は犬に対し立止、停座及び伏臥姿勢実行を命じる。行進中、右折及び左折作業が設定されている。左折や右折 (90 度) が実行されるべき地点は、マーカーによって印されるべきである。各姿勢実行順序及び左右への屈折順序変更は想定可能とあるが、一競技会に於ける全出場犬にとって同一順序に設定される必要がある。

スチュワードは指導手に対し作業開始、犬に対する各姿勢実行声符使用 (立止、停座、伏臥)、指導手による反転ターン実行並びに作業終了基本姿勢を取るタイミングを指示する。各一姿勢は 10 メートルに及ぶ各直線部中央付近 (5 メートル地点) に於いて実行されるべきである。指導手は第一姿勢実

行声符を发声した後、そのまま次反転マーキングまで更に5メートル進み、指示にて反転し、その反転地点へ向かう道程を沿う形で、犬の左側を約50センチ間隔空けながら通過する。指導手が犬を約2メートル通過した地点に於いて指示に従い更に方向を変え、犬の元へと戻る。犬の元に到達した指導手は静止する事無く脚側行進を命じる声符を発し、5メートル前方の次方向変換地点へと向かい、コース形状に応じて左折又は右折を実行後、次直線部中央付近まで前進する。続く作業は、第一直線部に於いて実施された実施要領に基づき実行される。スチュワードが静止を促し、「作業終了」を伝えた時点で作業は終了する。

各立止、停座及び伏臥実行姿勢位置は作業開始、屈折及び作業終了地点を結ぶ各想像上の線と平行して実行されなければならない。各方向変更地点と犬の間隔は約50センチとするが、この場合犬種体高が考慮されるべきである。指導手はコーナーを直角に曲がる必要があり、けて半円を描いてはならない。指導手と犬は各方向変換地点マーキングに対し出場ペアから見て左側に位置するよう曲り込み、右側より通過しなければならない。



評価方法

当競技課目に於いて得点を得る為、最低2姿勢が正しく実行される必要がある。犬が間違った姿勢に於いて静止した場合（例、伏臥の代わりに停座を実行）や1姿勢を誤実行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は最大7点とする。「姿勢ミス」とは犬が誤った姿勢を実行した場合、姿勢実行声符が発せられた後、犬が一犬身以上前進し続けた場合、姿勢実行を促す追加/重複声符が使用された場合、姿勢実行を促す大げさな視符又は体符が使用された場合と定義される。

犬が指示された姿勢位置にて姿勢を実行せず、一切静止せず前進し続けた場合（例、指導手による反転ターン実行までの間）、当競技課目は「不合格（0点）」とする。指導手が次なる反転ターン地点に到達するまでの間、犬を静止させる為、追加声符使用が認められる。この場合、静止を促す事に成功した場合、作業継続は認められるが、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。

当課目審査にあたり脚側行進内容が重視されると共に実行される各姿勢（立止、停座、伏臥）実行位置が出発地点、各屈折地点と終着地点を結ぶ想像上の線に対し平行に実行されているかが審査される。犬による静止位置離脱、遅い立止、停座、伏臥姿勢実行速度、行進方向から外れた姿勢位置、悪い脚

側行進内容、歩度変更、正確でない屈折作業実行、不正確な行進位置（想像上の線と平行した行進）維持等は指導手が単独行進中に犬の方を振り向く行為と同様ミスと解釈され、減点幅は1～4点とすべきである。

各姿勢を促す追加声符使用は禁止されている。各姿勢を促す視符や体符使用は重度なミスと捉えられ、大きく減点される。これらの実行の強さと実行時間に応じ、減点幅は3～5点とし、程度に応じこれら補助行為が実行された該当姿勢持ち点自体がなくなる場合もある。

第五競技課目 「立止と伏臥を伴う招呼」

係点 4

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「招呼」（3回）、「立止」、「伏臥」又は視符
[視符使用時、片手又は両手使用が認められる]

実施要領

指示により指導手は、犬に対し伏臥姿勢に命じ、そのまま指示された方角に向かって約30～35歩進み、静止する。スチュワード指示で指導手は犬を招呼し、犬が前記距離三分の一地点に到達した段階で指導手は「立止を促す声符」又は視符使用し、犬を静止させる。指示により指導手は、犬を再度招呼する。指導手は犬が全距離約三分の二地点に到達した地点に於いて「伏臥を促す声符又は視符」を下す。二回目の静止実行約3秒後、更なる指示で指導手は犬を新たに呼び寄せ、基本姿勢を取らせる。スチュワードはあくまでも犬の招呼指示を指導手に出す。静止指示は犬が設置されているコース・マーキング（コーン）に到達次第、指導手が自ら下す。声符と視符の交互使用が認められる為、第一静止姿勢を促す際は声符、第二静止姿勢を促す際は視符を使用することが可能とするが同時使用は禁止されている。各招呼声符に犬名を併せて使用することも認められるが、二つの単独声符が発声された印象を与えてはならない為、連続発声される必要がある。

評価方法

犬は各招呼指示に対し意欲的に反応することが重要である。適正な安定度のある一定な招呼速度が求められる。最低「速いトロット（軽速足）」に値する実行速度が要求される。遅い作業実行速度はミスと見なされる。尚、速度評価にあたり犬種特性が考慮されなければならない。姿勢実行を促す声符が発せられ次第、犬は即座に減速を開始すべきである。制動から静止過程の審査にあたり、犬の速度が考慮される必要がある。この場合、速度が速い犬が必要とする制動距離は審査上一定の許容範囲を与えるべきであるが、遅い犬の場合は考慮されない。静止動作の満点を得るには静止を促す指示から静止までの制動距離は一犬身以上に達してはならない。静止作業持ち点を得るには制動距離は約三犬身を越えてはならない。招呼作業を促すにあたり合計3声符以上使用された場合、獲得可能最高得点は7点とする。一姿勢からの招呼実行を促すにあたり、3つ目の指示にて当競技課目は「不合格」とみなされる。

犬が命じられた姿勢をミスした場合（例、三犬身以上進んだ地点で静止）、当競技課目の獲得可能最大得点は6点とする。犬が1姿勢の実行地点を無視し、そのまま前進し続け、静止動作が確認されなかった場合、獲得可能最大得点は5点とする。犬が二つの姿勢実行位置にて二回共静止せず、そのまま前進を継続した場合や命じられた姿勢を誤った順序で実行した場合、当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。犬が命じられた姿勢以外で静止した場合、獲得可能最大得点は7点とする。犬が姿勢を途中で自主的に変更した場合、2点の減点とすべきである犬が初回招呼指示以前に停座や立止姿勢に移った場合や一犬身以内の移動が見受けられた場合、獲得可能最大得点は8点とする。初回招呼指示以前に犬が一犬身以上伏臥実行位置を離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。

第六競技課目「方向転換を伴う指定区域への送り出し、伏臥及び招呼」 係点 4

使用声符 「前進」、「立止」、「右」／「左」と／又は視符、「立止」、「伏臥」、「招呼」

実施要領

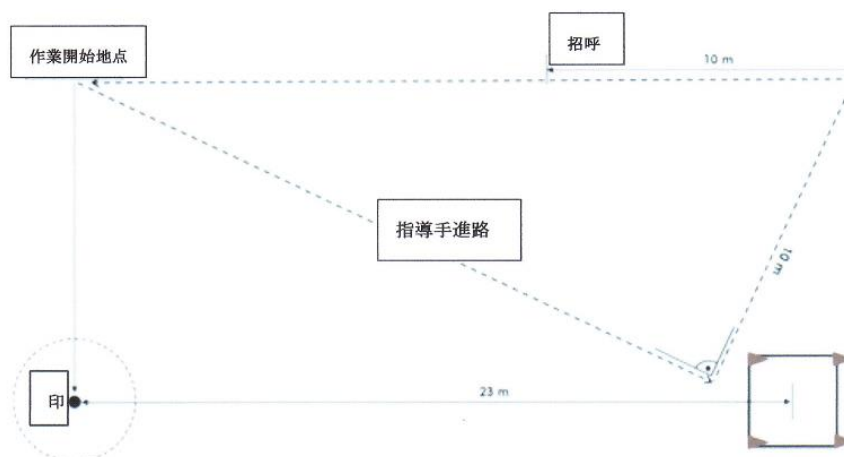
作業開始前、指導手は犬が最終指定範囲（四角／ボックス）に到達次第、一旦立止姿勢を命じ、その後伏臥姿勢を実行させるか、直接伏臥姿勢実行を促すかを審査員に告げる。指示にて作業開始地点より指導手は犬を円に向かって送り出し、円内に於いて立止を促す。この場合、犬の四肢は円内にある必要がある。円の半径は2メートル誇り、円中心から出発地点までの距離は約10メートルとする。円中心は非常に小さい印（コーンや円錐使用は不可）を施すことは認められるが、必ずしも施される必要はない。円外径はマーキングによって明白に目視可能となるよう印される必要がある。印すにあたり最低8か所のマーキング線（短いテープ片、石灰線等）又は円全体を描くマーキングが施されている必要がある。

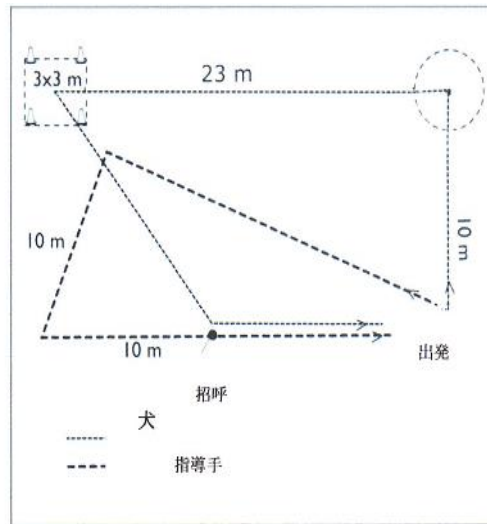
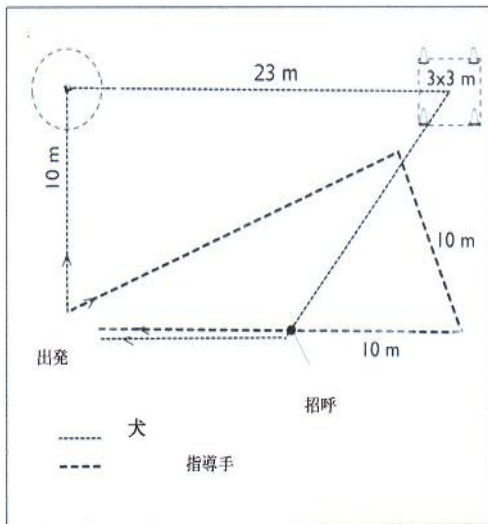
犬が円内にて約3秒間静止した後、指示により指導手は、犬に対し直接的な道程で出発地点より約23メートル離れた面積3×3メートルを誇る指定範囲（四角／ボックス）に向かわせる。犬は指定範囲に対し直線上を進みながら前進し、正面より進入すべきである。

指定範囲及びマーキングされた円はリング側面から最低約3メートル離れたリング内の位置にて設定されなければならない。高さ約10～15センチ誇るコーンが指定範囲四隅に配置され、各コーン外面をテープ、石灰等によって目視可能な線を結ぶ必要がある。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢実行を命じた後、即座に伏臥を命じるか、又は直接伏臥姿勢実行を命じる。立止姿勢が促された場合、続く伏臥姿勢が命じられるまで実行される立止姿勢は明白且つ、安定したものでなければならない。

指示により指導手は犬に向かって進み、指定範囲に到達する約2メートル手前の地点に於いて屈折（90度）を実行するよう新たな指示を受ける（尚、指導手は指定範囲（四角）に進入する指示は受けない）。屈折実行後、約10メートル地点に於いて、作業開始地点へ向かうよう新たな指示を受ける。その後、更に10メートル進んだ地点にてスチュワードは指導手に静止する事無く犬を招呼するよう指示する。指導手が出発地点に到達次第、静止指示を受ける。犬は円と指定範囲に向かってそれぞれ直線上を進み、進路に向けた指定範囲面より進入すべきである。出発地点と円中心並びに円中心から指定範囲（四角）を結ぶ各線は円中心にて90度の角度を構成すべきである。「クラス3」、「第六競技課目実施要領図」を参照。





評価方法

方向指示と声符に従う意欲、犬の作業実行速度並びに最短距離選定が審査の重点となる。犬が指定範囲に対し左右何れかの側面や後方面から侵入した場合、0.5～1点減点されるべきである。10点獲得には指導手は作業中、最大6声符使用可能となる。6つ目の声符は指定範囲内の「立止」用に想定されている。「立止」を促すことなく直接伏臥実行を促す選択肢もあるが、この場合最高使用可能指示は5つとなる。与えられた指示や視符に対し犬は必ず応じる必要がある。即ち、指定範囲に於いて「立止」を促す声符が発せられる場合、必ず「立止」を行う必要がある。伏臥を促す声符が使用された場合、犬は即座に伏臥姿勢を実行しなければならない。

犬が指示無しで自主的に作業を行った場合、減点対象とする。即ち、円内に於ける立止を促す声符又は指定範囲内に於ける「立止」と「伏臥」を促す声符が指導手によって必ず発せられる必要がある。声符発生と同時に指導手が如何なる方角に向かって基本姿勢から離脱した場合、当試験課目は「不合格（0点）」と見なされる。指導手による過剰なボディランゲージ（体符）が見受けられた場合、獲得可能最大得点は8点とすべきである。犬の四肢が完全に円内にある状態で初めて指定範囲へ向かわせる指導手指示が出されるべきである。円内にて停座や伏臥へ移る犬の作業は最大8点とする。尚、犬が円や指定範囲外（円又は四角）にて停座や伏臥を実行した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。犬が一旦伏臥姿勢に移行した後、修正用の指示使用は禁止とする。点数獲得の為、犬は完全に指定範囲内に居る必要があるが、尾に関しては例外とする。

指導手が実行する第2屈折作業以前に犬が停座又は立止姿勢へ移行した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。指導手が第2屈折実行後、犬を招呼する前に犬が停座又は立止姿勢へ移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は5点とする。伏臥姿勢変更を伴わない犬の指定範囲内（四角）に於ける移動行為が確認された場合、当競技課目の獲得可能最大得点は7点とする。招呼される前に犬が指定範囲を離脱した場合、当競技課目は「不合格（0点）」とする。作業実行速度が非常に遅い場合、獲得可能最大得点は約6点とする。

二回目の招呼、立止（円と四角内作業に該当）又は伏臥を促す声符は減点を引き起こす。1声符あたり、2点減点とする。前記指示三回目使用で該当競技課目は「不合格」とする。

視符使用は犬の遠隔操作作業に於いてのみ認められる。犬が指導手脇に居る状態に於ける視符使用が確認された場合、2点減点とする。

誘導又は再誘導を促す追加／重複指示はそれらの強さと犬が従う意欲に応じ減点幅が異なるが、1指示に対し、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

犬が指定範囲（四角）に於いて誤った姿勢を実行した場合、3点減点とし、立止姿勢が明白に実行されない場合、2点減点とする。追加方向指示は強さと犬がそれに対し従う意思に応じ、減点幅が異なる。一声符あたり、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

作業開始地点に於いて作業展開方角（円や指定範囲）を示す行為や犬を触る行為は禁止されている。このような禁止行為実行は競技課目全体の「不合格（0点）」を引き起こす。

第七競技課目 「方向転換を伴う木製ダンベル持来」 係点 3

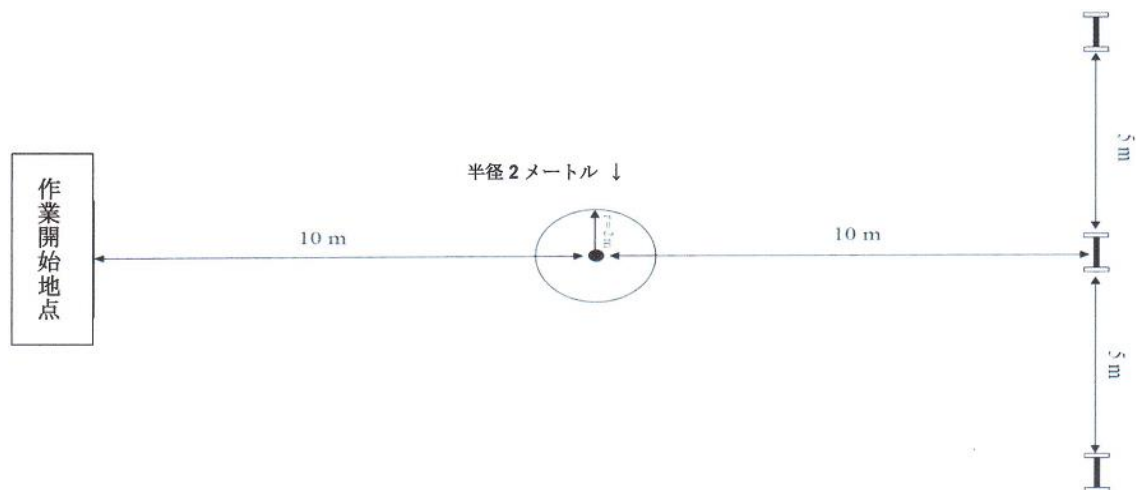
使用声符 「前進」、「立止」、「右／左」と／又は腕による視符、「持来」、「受渡し」

実施要領

互いに約5メートル間隔にて3つの木製ダンベルが明白に目視可能な状態で配置される。出発地点は中央に配置されたダンベルより約20メートル離れた地点に設定されている。

指示により指導手は、犬に対し円に向かうよう指示を出し、犬に対し円内に於いて立止姿勢実行を命じる。この場合、犬の四肢は完全に円内に位置付けられる必要がある。円の半径は2メートルを誇り、円中心点は作業開始地点より約10メートルに位置する。円中心上に小さなコーンが配置されている。円の外輪は最低8か所のマーキング線（短いテープ片、石灰線等）又は全円外輪が印される必要がある。約3秒後、指示により指導手は犬をくじ引きで決定された左右何れかのダンベルへ向かわせる。指導手指示にて犬は命じられたダンベルを正しく持来し、受け渡さなければならない。方角指示（右／左）及び持来を促す声符は連続的に発せられるべきである。持来声符発声が遅れた場合、追加／重複声符使用とみなされる為、注意が必要である。

抽選の結果、犬が持来すべきダンベルが決定された後、スチュワードは3つのダンベルを配置する。中央に配置されるダンベルは抽選対象外とする。選出されたダンベル（右又は左ダンベル）は常に最初に配置される。配置にあたり、各ダンベルはリング仕切り面より最低3メートル開けた位置に置かれなければならない。スチュワードによるダンベル配置作業中、指導手と犬は中央ダンベルから約20メートル離れた作業開始地点で基本姿勢にてダンベルに向かって待機する。



評価方法

犬の作業意欲、操作性及び作業実行速度、ダンベルへの最短距離選定に重点が置かれる。当競技課目配点点数獲得の為、犬は必ず円内に於いて「立止」すべきである。コーン側面に於いて伏臥又は停座を実行する犬の当競技課目の獲得可能最大得点は8点とする。

誘導又は再誘導を促す追加指示はそれらの強さと犬が従う意欲に応じ減点幅が異なるが、1指示に対し、1～2点の減点を引き起こす場合がある。

犬が間違ったダンベルに向かう途中、指導手によって一旦静止され、その後正しいダンベルに向かい、持来後受け渡しを行った場合は3点、誤ったダンベルへ向かう犬を一旦静止させる事無く正しいダンベルへ軌道修正した場合、2点減点されるべきである。

犬が間違ったダンベルを咥え上げた時点で、当競技課目は「不合格（0点）」と見なされる。

ダンベルを落とす、咬み返し行為に関しては当規程「評価一般規程」を参照。

第八競技課目「コーン回りへの送り出し、立止、停座又は伏臥並びに方向転換と障害飛越を伴う木製ダンベル持来」 係点4

使用声符 「外周」、「立止／停座／伏臥」と／又は視符、「右／左＋持来」と／又は視符、「飛越」、「受渡し」（「脚側位置維持」）

競技課目説明

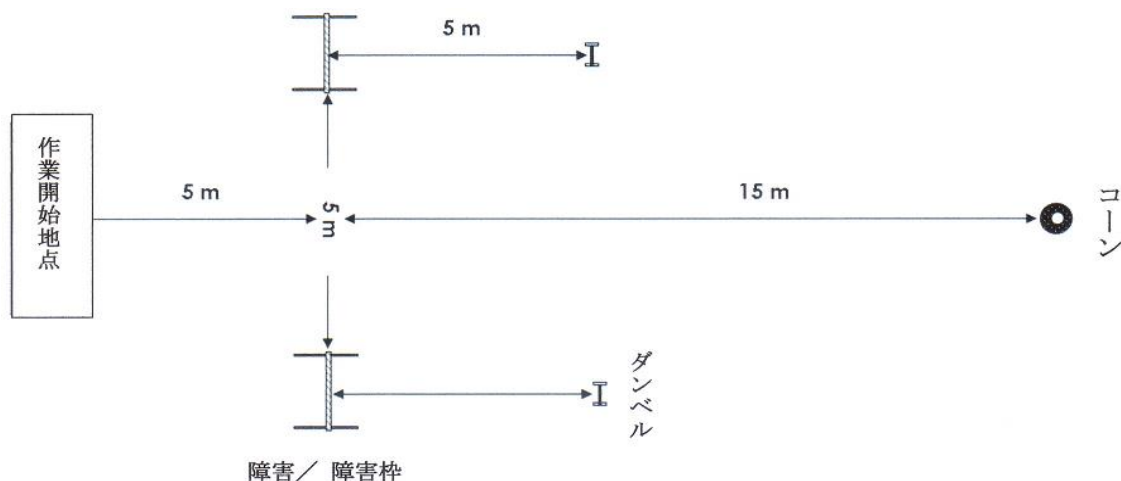
競技開始前、審査員はコーン外周し終えた後、指導手の方へ戻ってくる途中、犬によって実行されるべき静止姿勢（立止、停座、伏臥）を決定する。決定された静止姿勢は同クラス出場全頭によって実施される。指導手は自分の立ち位置から見て犬が左右何れの方角に於いて持来と飛越を行うべきかをくじ引きで決定する。抽選結果によって犬が飛越枠又は障害を飛越すべきであるかが決定される。結果はこの段階では指導手に発表されない。犬が事前決定された静止姿勢を実行した後、初めて続く持来作業内容が指導手に告げられる。持来対象となる木製ダンベルとは関係無く、木製ダンベルは一競技会に於いて常に同一順序にて配置される（右から左へ又は左から右へ）。

作業開始地点より約20メートルの距離に高さ約40センチを誇る、明白に目視可能なコーンが配置されている。障害と飛越枠間の距離並びに出発地点から各障害設定地点までの距離は5メートルとする。様々な犬種用に互いに異なる3サイズの木製ダンベルが準備される必要がある。最も大きいサイズのダンベル自重は最大450グラムを誇るべきである。使用される各ダンベルは原則的に犬の体高に比例するべきであるが、使用サイズ選定権は指導手にある。

実施要領

指導手は犬を伴い作業開始地点に於いて基本姿勢にて待機する。スチュワードは作業開始を告げ、各障害後方約5メートル地点にて木製ダンベルを配置する。続く指示により指導手は犬に対し単独でパイロン外周回りを命じ、犬がパイロンを外周し終えパイロンより約2メートルの復路地点に到達次第、この場合決して配置されている二つの木製ダンベルを結ぶ想像上の線が往路の道筋と交差する地点を越えていない事が前提となるが、指導手は自主的に作業開始前に審査員によって決定された姿勢実行を犬に命じる。声符と視符の同時使用が可能である。姿勢維持約3秒後、スチュワードは指導手に対し犬が持来すべきダンベルを告げる。その後、指導手は犬を自ら選出し、これまで結果が伝えられていなかった指定ダンベルの元へ犬を向かわせ、木製ダンベル前方に設定されている障害又は飛越枠の飛越を伴うダンベル持来と基本姿勢移行を命じる。

「クラス3」、「第八競技課目実施要領図」を参照。



評価方法

犬の方向指示と声符に従う意欲、作業実行速度並びに、最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。犬は終始安定度のある最低「速いトロット（軽速足）」に相当する速度にて作業を行う必要がある。遅い作業実行速度は1～5点減点される。尚、作業実行速度評価にあたり、犬種特性が考慮されなければならない。指導手によって与えられた指示に対し犬は迅速に服従すべきである。作業実行速度が速い犬については多少の許容範囲が設定されるが、速度が遅い犬には設定されない。当競技課目得点獲得の為、犬は作業継続を促す次なる指示を受けるまで各姿勢（立止、停座、伏臥）を継続維持しなければならない。誤った姿勢を実行した犬の当競技課目獲得可能最大得点は8点とする。コーン到達前に犬が戻る行動に転じた場合、コーンへ到達させる為の軌道修正が必要となるが、減点対象とする。犬がコーンを回らない場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」とする。指導手は方向を指示するにあたり、2指示使用が認められる（犬が服従する事を前提に1追加指示あたり、1点減点とする）。コーンを回り終えた後、指導手指示で犬は正しい姿勢（立止、停座又は伏臥）にて静止すべきである。

犬が指示姿勢（立止、停座又は伏臥）を実行した後、犬が持来すべきダンベルに関する情報（右又は左）が提供される。犬がダンベルを咥え上げた後、指導手は飛越を促す声符を発する事が認められる。持来すべき正しいダンベルを咥え上げることなく指導手に向かって配置されているダンベル間の想像上の線を越えた場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」と見なされる。

犬が間違ったダンベル（又は障害）へ向かう途中、指導手によって一旦静止が命じられた上、軌道修正を受け（2指示にて）、正しいダンベルを持来した場合、3点減点されるべきである。尚、誤ったダンベル（又は障害）より正しいダンベル（障害）へ一旦静止する事無く軌道修正が成功した場合、2点減点されるべきである。

方向指示又は軌道修正に用いられる追加指示はそれらの強さと犬が従う意欲に応じて減点幅が変化する。一声符あたり、1～2点の減点を引き起こす場合がある。その他追加/重複指示の取り扱いについては「一般規程該当規則」が適用される。

犬がコーンへ向かう途中、障害飛越を実行した場合、当競技課目全体が「不合格（0点）」と見なされる。犬が誤ったダンベルを咥え上げた場合、障害飛越を実行しない場合や指定外障害を飛越した場合、当競技課目全体を「不合格（0点）」とする。

飛越時、犬が障害に接触した場合、2点減点されるべきである。飛越実行時、犬が「障害枠バー」を落とした場合、2点減点されるべきである。飛越時の障害足掛け行為や障害が倒された場合、当競技課目全体を「不合格（0点）」とする。犬が指示を予測し作業を自主的に行った場合、2～4点減点されるべきである。犬が無指示で自主的に作業を行った場合（例、指示前に静止する）、2点減点されるべきである。

作業開始地点に於いて作業展開方角を示す行為や犬に触れる行為は禁止されている。この様な行為実行により競技課目全体の「不合格（0点）」を引き起こす。

ダンベルを落とす、噛み返し行為に関する詳細は「評価用一般規程」を参照。

推奨される各使用障害構造は当規程「第6章」の後にある「付録」を参照。

第九競技課目 「嗅覚による6～8個の物品選別」

係点 3

使用声符 （「姿勢維持/脚側位置維持」）、「選別/持来」、「受渡し」（「脚側位置維持」）

実施要領

作業開始地点に於いて指導手は犬と共に基本姿勢にて待機し、スチュワード指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片（10×2×2センチ）を指導手に渡し、約5秒間

手に保持させる。この段階で犬は木片に触れる又は木片を嗅ぐ行為は禁止されている。その後、スチュワードは指導手に対し木片を手渡しし、向きを変えるよう指示する。各木片は犬の視野内又は視野外にて配置されるかは指導手判断に委ねられる。

脚側位置維持や静止を促す指示は認められる。スチュワードは指導手より触ることなく受け取った木片と他類似木片 5~7 個を指導手より約 10 メートル前方の地面に配置する。

指導手から受け取った木片以外の 5~7 つの木片は素手で配置される。各木片は円状又は水平線上に互いに約 25 センチ間隔に配置される。木片配置パターンは全出場者共通で用いられるべきであるが、指導手が保持した木片配置位置は変更されても構わない。配置パターンは競技会によって変化されても良い。配置パターンに於けるハンドラー臭移行木片の配置位置に関する制限はないものとする。推奨配置パターンに関しては「付録 2」を参照。

その後、指導手は向き直るよう指示され、指示により指導手は、犬に対し印が施された木片を選別、持来するよう促す。犬は一般規程該当規程に基づき指導手が保持した木片を選別、持来し、受け渡す必要がある。

意欲的且つ目的意識が見られる作業が実行される場合に限り、作業持ち時間は約 30 秒とする。各出場者用に新たな木片が準備される必要がある。

評価方法

犬の作業意欲と作業実行速度に審査上重点が置かれるべきである。当競技課目作業前半、指導手が保持する木片をスチュワードへ返還する前に犬が木片に接触又は嗅ぐ行為を実行した場合、犬が配置木片付近に於いて作業中に指示が下された場合や犬が誤った木片を持来した場合、当競技課目全体が「不合格 (0 点)」と見なされる。正しい木片を選別中、他木片に対する嗅当て行為はミスと見なされない。木片を落とす、嘔み返し行為に関する詳細は「評価用一般規程」を参照。

第十競技課目 「遠隔操作」

係点 4

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「停座」、「立止」、「伏臥」と／又は視符

実施要領

犬は指導手指示に従い指定位置を変える事無く姿勢を 6 回 (停座、立止、伏臥) 変更すべきである。作業実行地点後方に二つのマーカーによって結ばれる想像上の境界線が設定されている。スチュワード指示にて、指導手は犬に対し境界線前方に設定されている作業開始地点に於いて伏臥実行を命じる。その後、指示により指導手は、単独で指示された犬の前方約 15 メートルにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は競技会によって変更される事は可能とするが、全出場者にとって同一設定される必要がある。各姿勢は 2 回実行される必要があり、最終姿勢を促す指示は必ず「伏臥を促す指示」とする。スチュワードは指導手に対し各姿勢実行順序を図や電光表示板にて示す。スチュワードは犬が目視不可能な、約 3~5 メートル離れた地点で姿勢表示を行うべきである。各姿勢表示を約 3 秒間行われる。指導手は声符と視符使用が認められるが、それらは短く、同時に使用される必要がある。最終伏臥実行を命じた後、指示にて指導手は犬の元へ戻り、指示により犬に対し基本姿勢を促す。

評価方法

姿勢変更実行速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時の実行位置維持に重点を置いた審査が要求される。点数獲得には犬は作業開始地点を如何なる方角へも合計一犬身以上移動してはならない。四方へ実行される全移動は合算される。犬が 6 姿勢の内、1 姿勢を誤って実行又は実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 7 点とする。

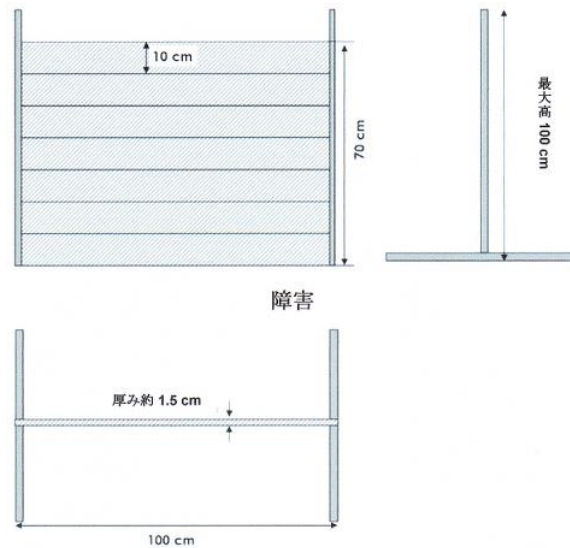
犬が指示された姿勢を実行せず、次姿勢を実行した場合、当競技課目全体が「不合格 (0 点)」とする。

当競技課目得点獲得の為、犬は指導手指示に従い姿勢を最低 5 回変更しなければならない。
指導手が犬の元へ戻る前に犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 8 点とする。長時間の発声、大げさな又は長時間使用される視符は減点を引き起こす。(一般規程を参照)。
1 姿勢変更実行にあたり 2 声符必要となった場合、当競技課目の獲得可能最大得点は 8 点とする。2 つ目の指示による指定姿勢実行が拒絶された場合、該当姿勢は審査上未実行と見なされる。1 姿勢を促す追加／重複指示により 2 点減点とする。続く各追加指示は 1 点減点とする。1 追加声符／指示使用によって実行される姿勢が 3～4 姿勢であった場合、各追加声符／視符に対し犬が迅速に従い、それら追加声符／視符使用により各姿勢が明白に実行され、当競技課目実行方法に於いて他問題点がなくエクセレント評価に値する場合に限り、当競技課目に於ける点数獲得が可能とする。

付録 1.1

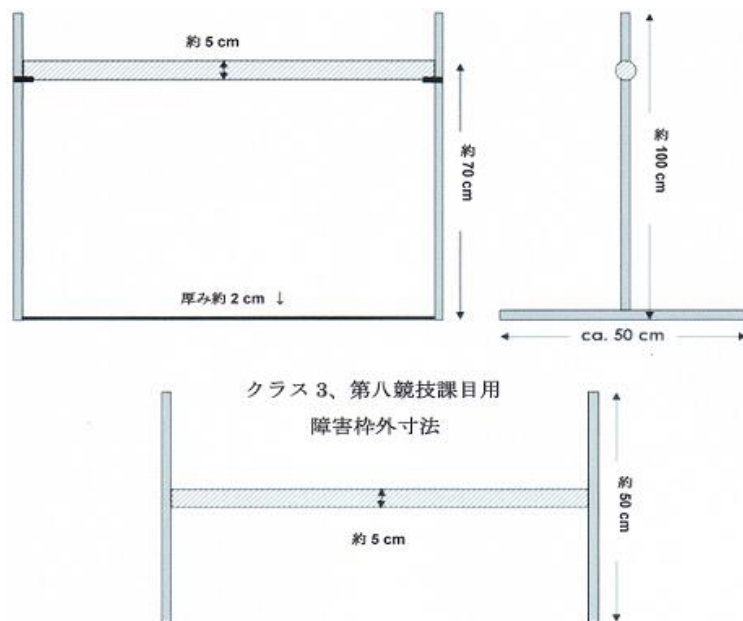
「クラス 1、2」 第九競技課目、「クラス 3」 第八競技課目にて使用される各障害外寸法図

「クラス 1」に於ける最高設定高は 50 センチ、「クラス 2」及び「3」に於ける最高設定高は 70 センチとする。障害の左右枠高は約 1 メートルとし、左右枠下部の地面接地 T 字構造は障害安定強度を保障する必要がある。構造に応じ、地面接地部品の長さは最低 50～70 センチ誇る必要がある。



付録 1.2

クラス 3「第八競技課目」にて使用される「障害枠」。上部中央の飛越バーは前後に落ちる事が可能な方法で設定される。障害枠下部には高さ最大 2 センチを誇る、薄い左右側面部品を接続するバーを設定可能とする。障害左右枠に取り付けられる飛越バー受け部品は強風時の飛越バー落下防止の為、窪んだ形状を誇る事が推奨される。その他飛越バー保持部品の設定は好ましくない。



付録 2

「クラス 3」、第九競技課目用各種推奨木片配置パターン

